

(令和4年4月25日更新)

中央新幹線駒場トンネル新設工事
における環境保全について
(名古屋方)

令和3年7月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

	頁
第1章 本書の概要	1-1
第2章 工事の概要	2-1
2-1 工事の概要	2-1
2-2 工事位置	2-2
2-3 施工手順	2-3
2-3-1 工事施工ヤード造成の施工手順	2-3
2-3-2 トンネルの標準的な施工手順	2-5
2-4 工事工程	2-9
2-5 工事用車両の運行	2-10
2-5-1 工事用車両の運行台数	2-10
2-5-2 工事用車両の運行ルート	2-11
2-5-3 中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の運行	2-13
第3章 環境保全措置の計画	3-1
3-1 環境保全措置の検討方法	3-1
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地	3-2
3-3 重要な種等の生息・生育地の回避検討	3-3
3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置	3-11
3-4-1 大気環境（大気質、騒音、振動）	3-11
3-4-2 水環境（水質、地下水、水資源）	3-15
3-4-3 土壌環境・その他（地盤沈下、土壌汚染、文化財）	3-19
3-4-4 動物・植物・生態系	3-25
3-4-5 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）	3-28
3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を 低減させるための環境保全措置	3-30
3-6 専門家等の技術的助言	3-32
3-7 環境保全措置の実施にあたっての対応方針	3-32

第4章 事後調査及びモニタリング	4-1
4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画	4-1
4-1-1 事後調査	4-1
4-1-2 モニタリング	4-4
4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取り扱い	4-15
(参考1) 中津川市中津西地区及び坂本地区における	
工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定台数	参-1
(参考2) 土壤環境（地盤沈下）付属資料	参-3

第1章 本書の概要

中央新幹線駒場トンネル新設工事の実施にあたり、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】平成26年8月」（以下、「評価書」とする。）に基づいて実施する環境保全措置、事後調査及びモニタリングの具体的な計画について取りまとめたものである。なお、希少種保護の観点から、動植物の位置等に関する情報については、非公開としている。

本書は、中央新幹線駒場トンネル新設の工事のうち、名古屋方坑口付近の工事施工ヤード計画地（以下、「工事施工ヤード〔名古屋方〕」とする。）における「造成」、名古屋方坑口からの本線トンネル「掘削」及び土砂ピット（判定用）や仮設沈砂池等の「仮設備撤去」に係る内容等（以下、これらを「本工事」とする。）を対象としている。なお、駒場非常口の工事施工ヤード計画地（以下、「工事施工ヤード〔非常口〕」とする。）における造成や非常口トンネル（斜坑）掘削、非常口トンネル（斜坑）からの本線トンネル掘削、新中津川変電所の造成に係る内容については、計画が具体化した後に、別途、環境保全の計画を取りまとめる。

令和4年4月には、岐阜県から受領した「中央新幹線瀬戸トンネル新設工事事故に関する知事意見書（令和4年2月25日）」により、環境保全措置の一部について解説を追記した。

注：下線部を追記しました。（令和4年4月）

第2章 工事の概要

2-1 工事の概要

工事名称 : 中央新幹線駒場トンネル新設

工事場所 : 岐阜県中津川市駒場及び千旦林地内

※本工事は岐阜県中津川市千旦林で実施する。

工事契約期間 : 令和元年12月18日～令和8年6月30日

工事概要 : 本線トンネル約4.7km、非常口トンネル(斜坑)約0.5km、

その他(工事施工ヤード〔名古屋方〕約2.0ha、

新中津川変電所及び工事施工ヤード〔非常口〕約9.0ha等)

※以下、本書における「工事施工ヤード」は注釈があるものを除き「工事施工ヤード〔名古屋方〕」を指すものとする。

※本工事では、工事施工ヤード造成、本線トンネル掘削(名古屋方坑口から約1.6km)を実施する。

工事時間 : 工事施工ヤード造成 8時00分～17時00分

トンネル掘削 昼夜掘削

資機材運搬 8時00分～18時00分

発生土運搬 8時30分～17時00分

仮設備撤去 8時00分～17時00分

※上記の時間帯は、現地での作業開始、終了の時間とする。

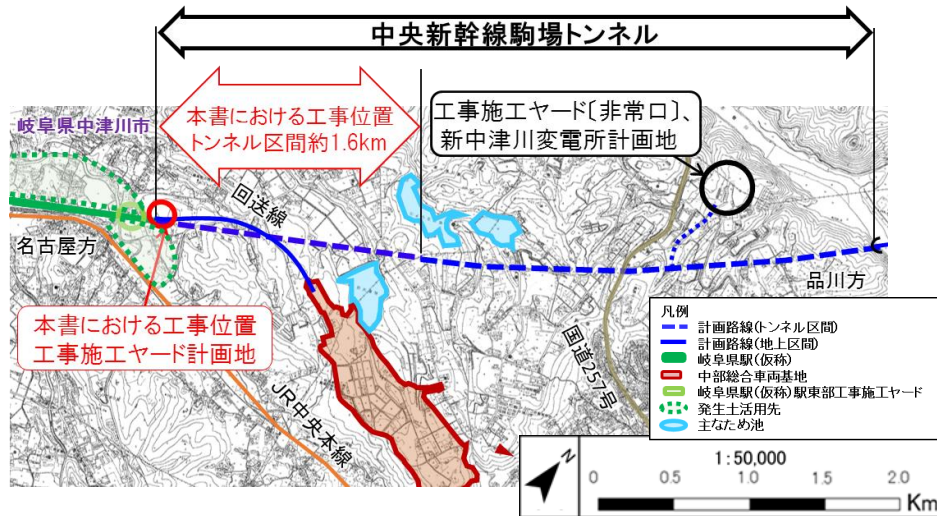
休工日 : 日曜日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始

※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず、上記以外の時間や休工日に作業や運搬を行うことがあるが、予め関係者と調整する。

※地域のイベント等が開催される場合は、工事用車両の運行時間等について予め関係者と調整する。

2-2 工事位置

本書における工事位置は図 2-2-1 及び図 2-2-2 に示すとおりである。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-2-1 工事位置



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-2-2 工事位置 (名古屋方) (拡大図)

2-3 施工手順

工事施工ヤード造成及びトンネル掘削時に使用する主な建設機械を表 2-3-1 に示す。また、工事施工ヤード造成及びトンネル掘削の施工手順を以下に示す。

表 2-3-1 主な建設機械

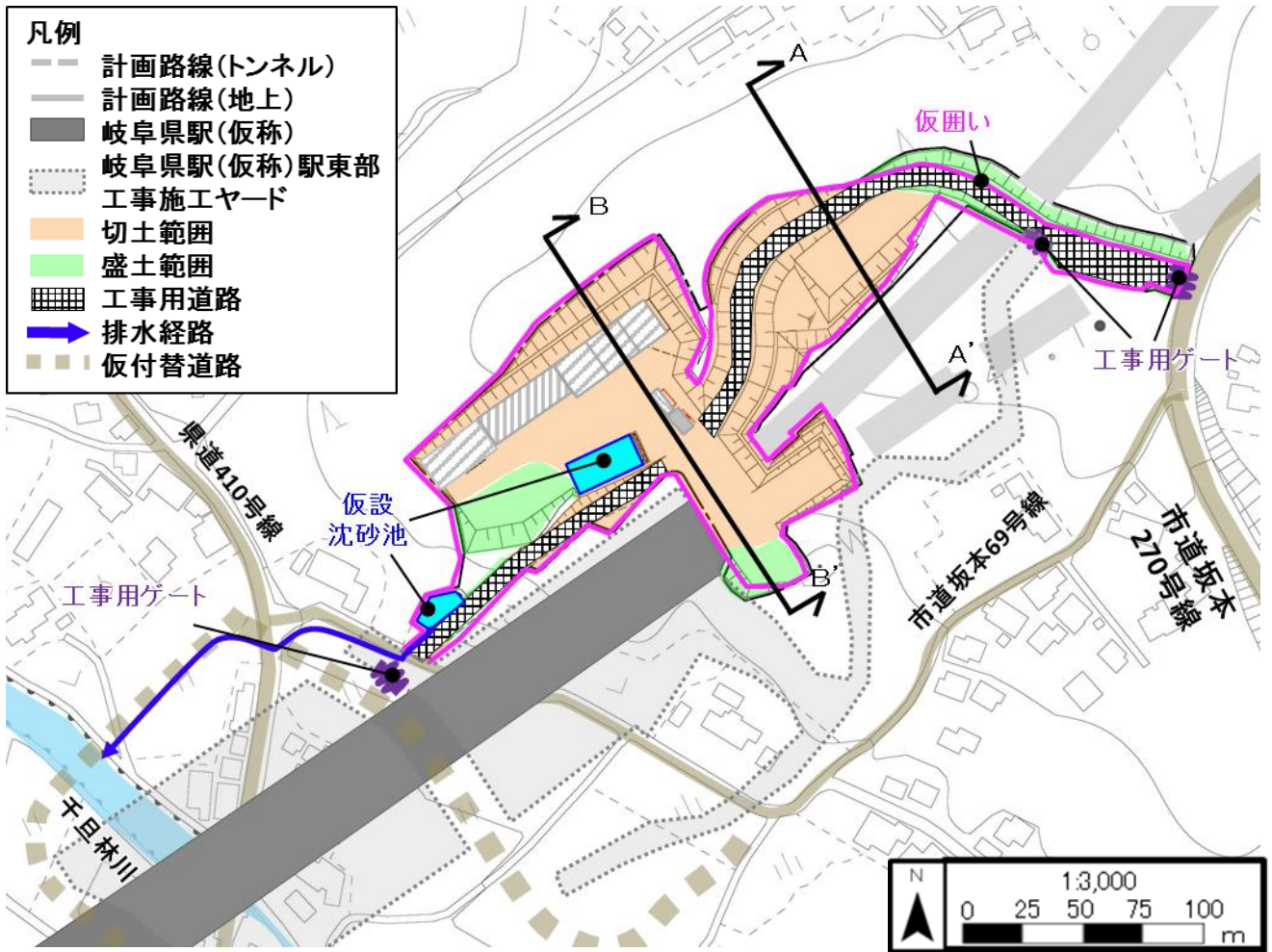
種類	規格
バックホウ	0.8 m ³
油圧切削機	0.8 m ³
大型ブレーカー	1300kg 級
ラフテレーンクレーン	50t
コンクリートポンプ車	45m ³ /h
コンクリート吹付機	8～22 m ³ /h

2-3-1 工事施工ヤード造成の施工手順

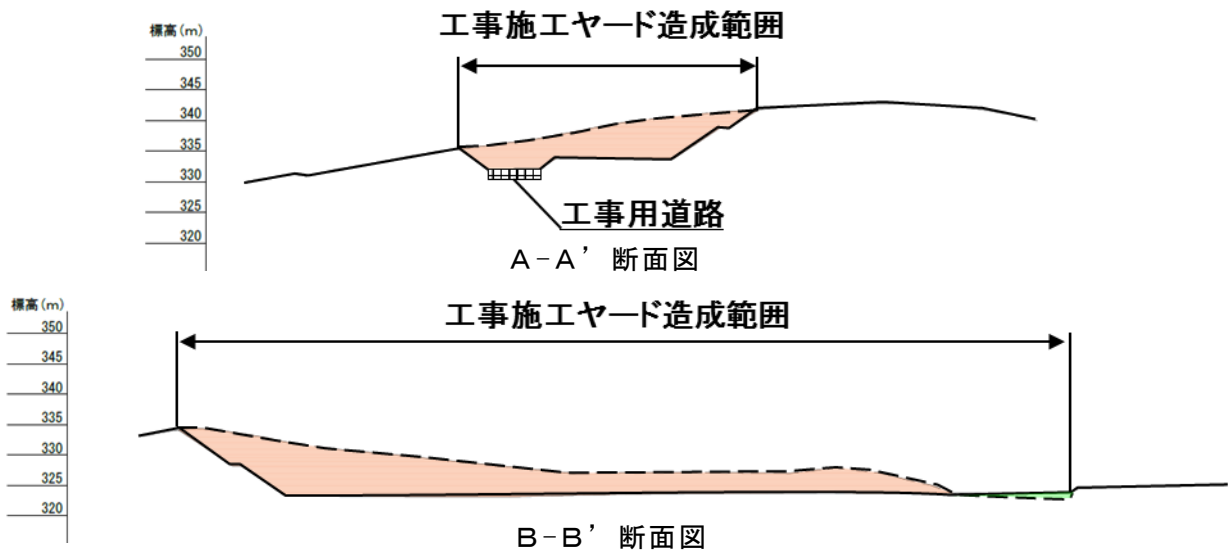
工事施工ヤードは、図 2-3-1-1 に示すとおり、樹木伐採、仮囲い及び出入口の整備を行う。その後、仮設沈砂池、側溝を設置し、バックホウ等を使用した工事施工ヤード整備及び土砂ピット（判定用）や濁水処理設備等の設置を行う。なお、造成後の工事施工ヤードは図 2-3-1-2 に示すとおりであり、アスファルト等により舗装を行うことを考えている。また、工事終了後に土砂ピット（判定用）や仮設沈砂池等の仮設備撤去を考えている。



図 2-3-1-1 工事施工ヤード造成の施工手順（写真は類似工事の例）



(本図は自社の測量成果物を用いている)



※工事の状況等により変更する場合がある。

図 2-3-1-2 工事施工ヤード造成計画図

2-3-2 トンネルの標準的な施工手順

本工事ではNATMを採用してトンネルを掘削する。トンネルの標準的な施工手順を図2-3-2-1、地質縦断図を図2-3-2-2、本線トンネルの標準的な断面を図2-3-2-3に示す。

また、トンネル掘削時の工事施工ヤード内の設備配置図を図2-3-2-4(1)～(2)、排水処理のフロー図を図2-3-2-5に示す。

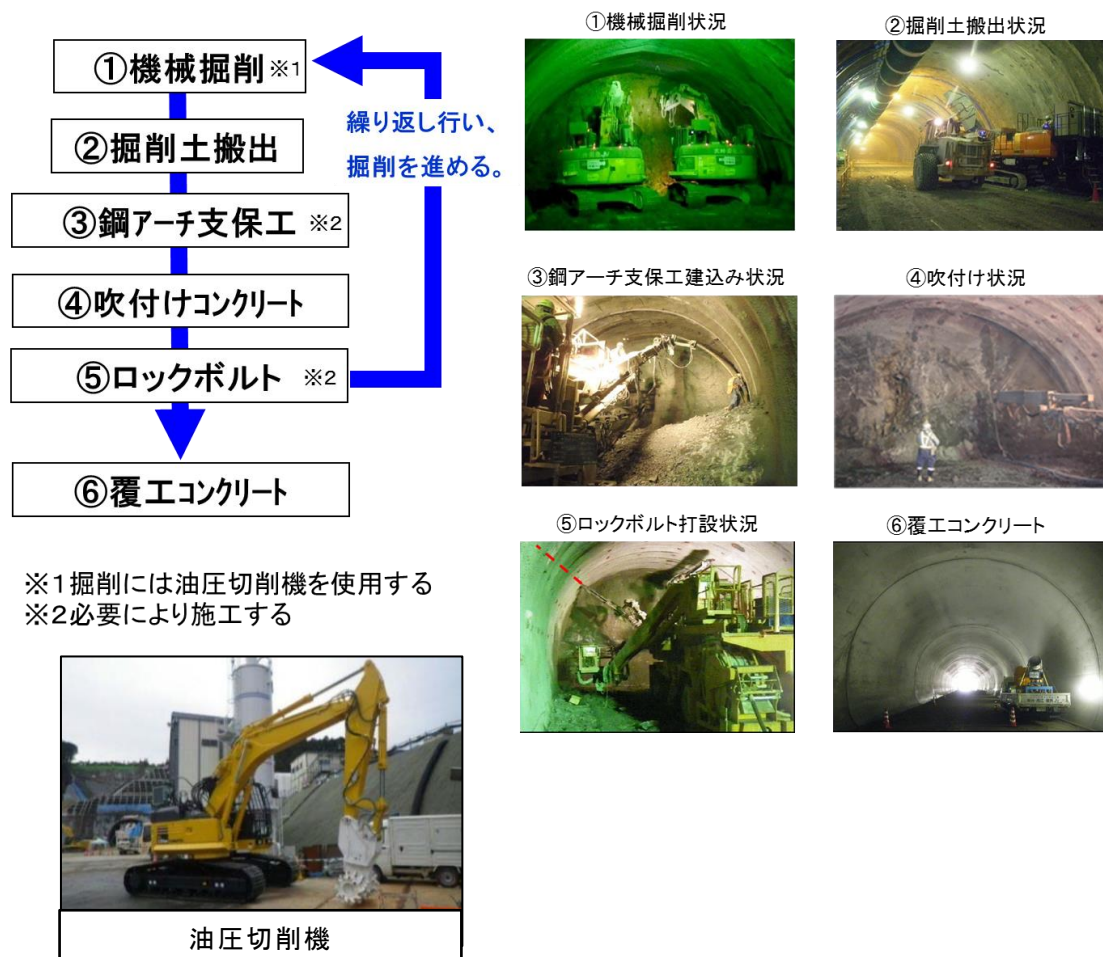


図 2-3-2-1 トンネルの標準的な施工手順（写真は類似工事の例）

本工事における事業計画地及びその周囲には、図2-3-2-2に示す通り瀬戸層群土岐砂礫層が分布しており、「3-4-3」に記載の通り、岩種・地山等級を「F岩種・特L」と設定している。当該区間においては、掘削面への影響を小さくするため、機械掘削を行うこととした。加えて、掘削に油圧切削機（図2-3-2-1）を用いることで掘削面への影響をより小さくすることとした。なお、トンネル掘削による地盤沈下を防止するための適切な構造及び工法の採用などについては、「3-4-3」に記載する。

また、本工事における事業計画地及びその周囲には、図2-2-1に示すとおり、複数のため池が存在する。ため池等を考慮した水環境に関する環境保全措置については、「3-4-2」に記載する。

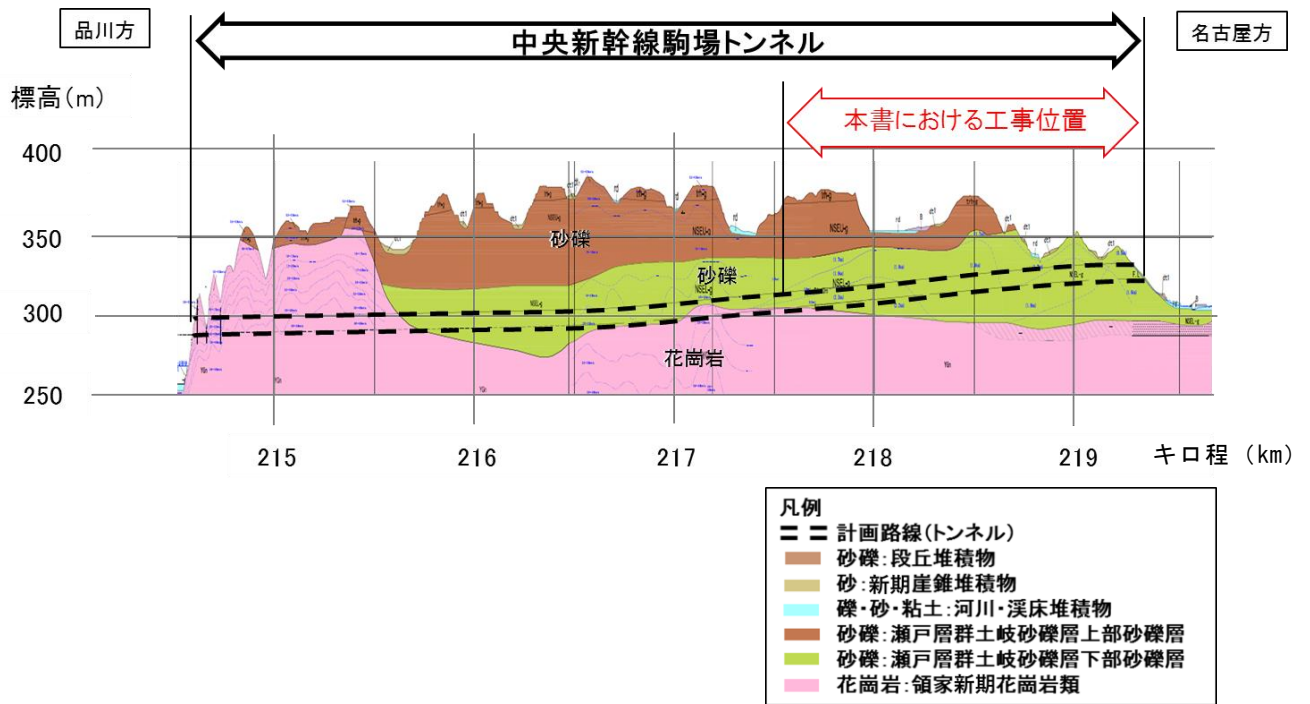


図2-3-2-2 地質縦断面図

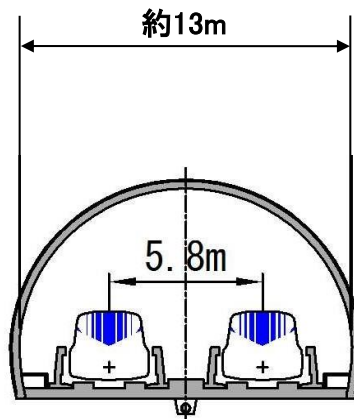
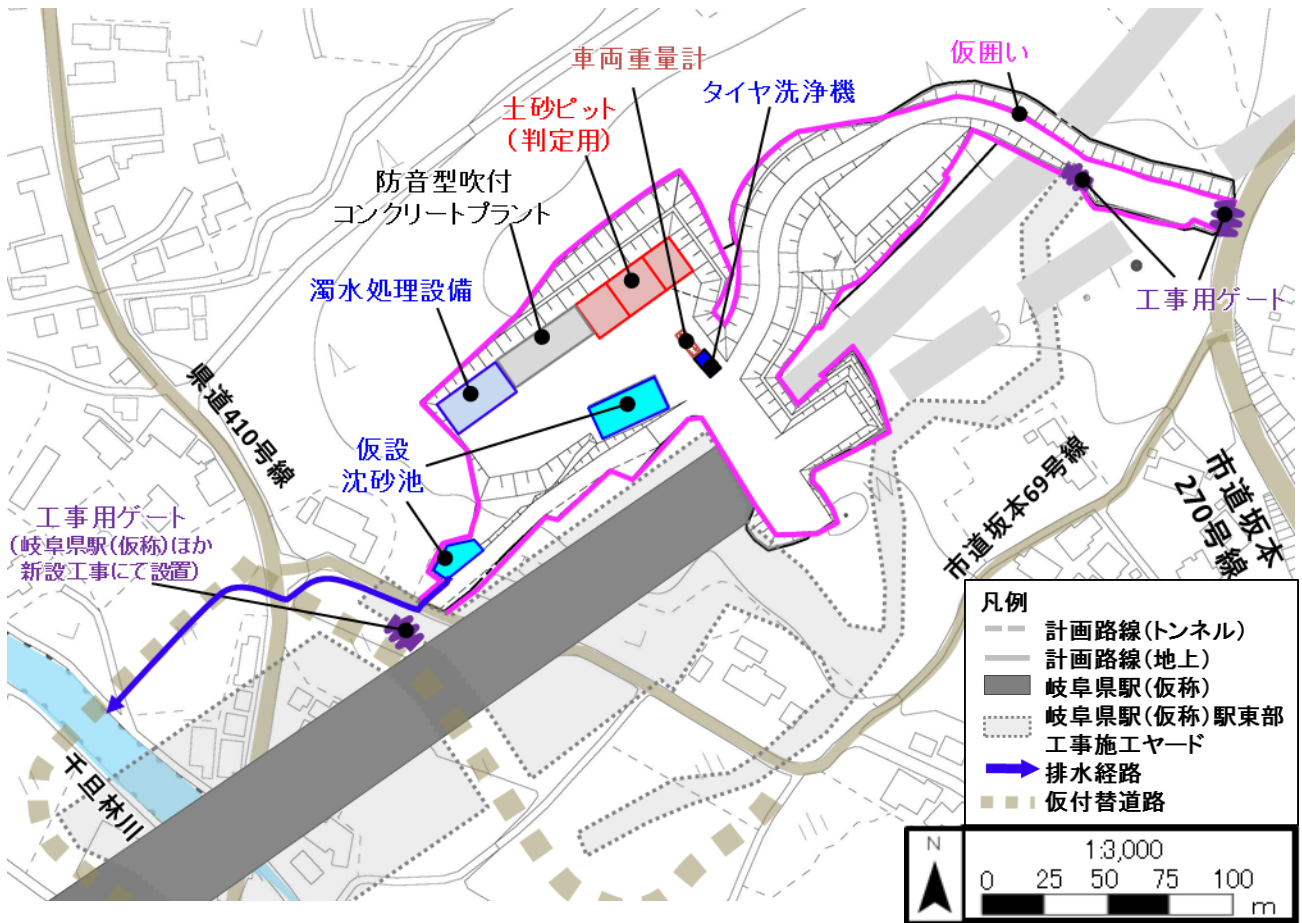
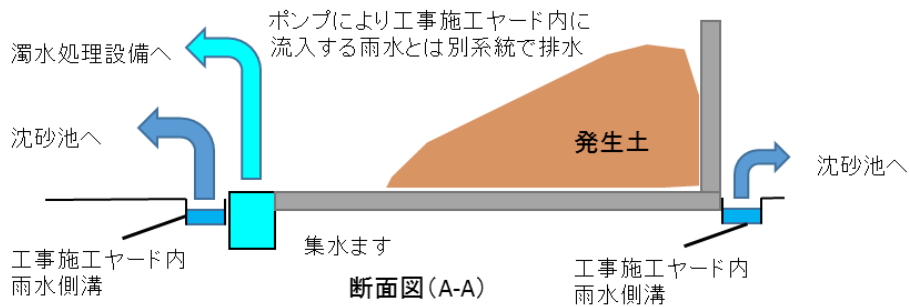
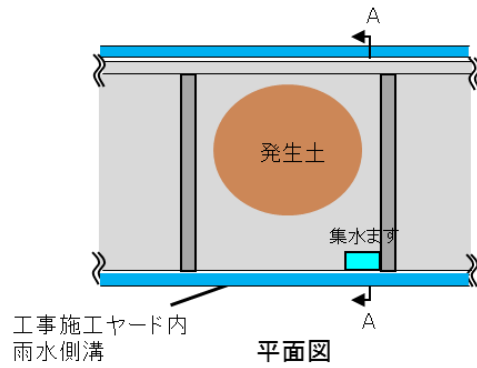


図 2-3-2-3 本線トンネルの標準的な断面



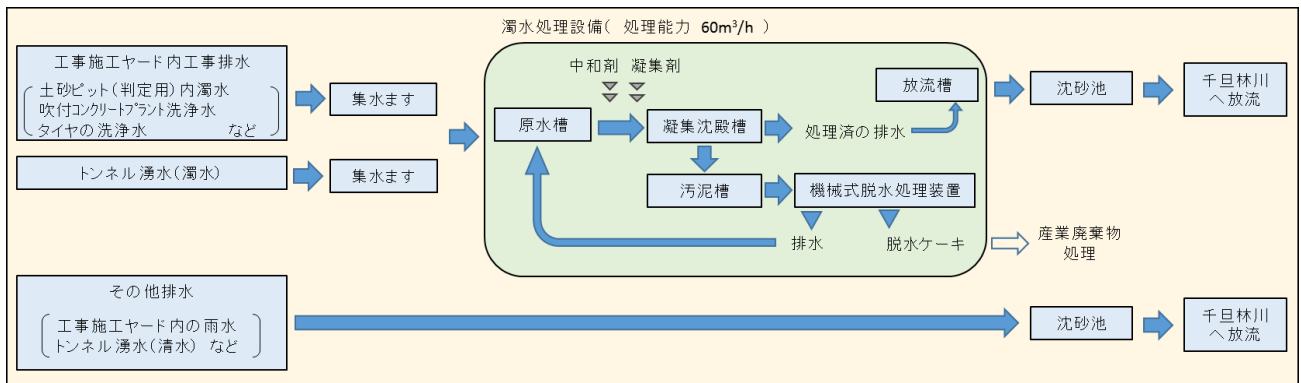
(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-3-2-4 (1) トンネル掘削時の工事施工ヤード内設備配置図



※工事の状況等により変更する場合がある。

図 2-3-2-4 (2) トンネル掘削時に配備する土砂ピット (判定用) 設備



※排水処理系統については湧水量等により変更する場合がある。

※土砂ピット (判定用) 内濁水は、土砂ピット (判定用) にて自然由来の重金属等を含む土と判断された場合には、自然由来の重金属等の濃度試験を実施し、適切に処分を行う。

※工事の状況等により、工事施工ヤード内に濁水処理設備を増設する場合がある。

図2-3-2-5 排水処理のフロー図

2-4 工事工程

工事工程を表 2-4-1 に示す。

表 2-4-1 工事工程表

項目	年度	R3 (2021)				R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
		I	II	III	IV						
【名古屋方坑口】		本書における工事範囲									
工事施工ヤード造成											
トンネル掘削											
仮設備撤去											
設備工事等											

※工程については、工事の状況等により変更する場合がある。

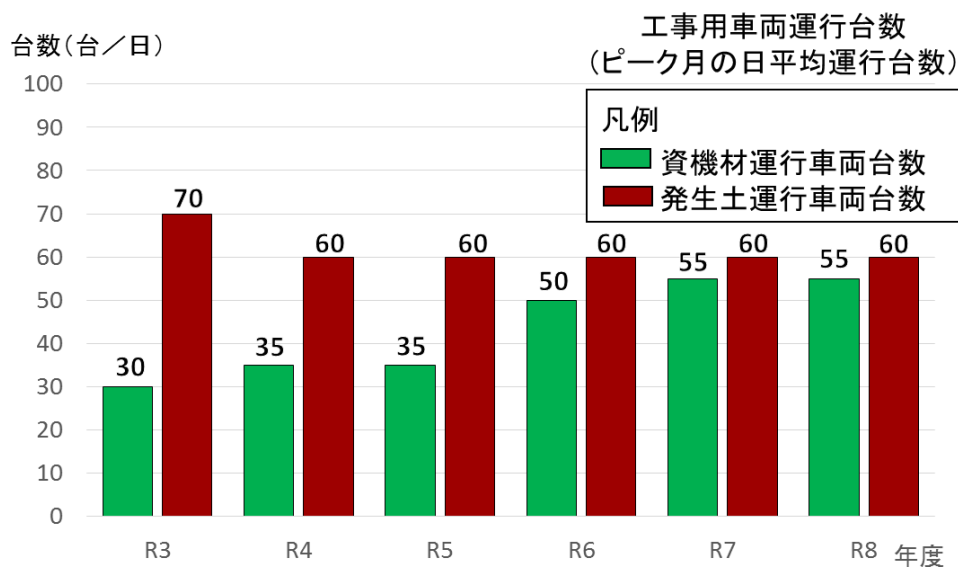
2-5 工事用車両の運行

2-5-1 工事用車両の運行台数

一般道を運行する主な工事用車両は、表 2-5-1-1 に示すとおりである。また、想定される工事用車両の運行台数の推移（年度ごとのピーク月の日平均運行台数（片道））を図2-5-1-1に示す。なお、発生土運搬に係る工事用車両は、岐阜県駅（仮称）駅東部工事施工ヤード及び仮付替道路を通行し、工事施工ヤード計画地に隣接する中津川市内の公共事業（中津川都市計画土地地区画整理事業）造成地に進入出する。

表 2-5-1-1 主な工事用車両

種類	規格
トラック	2t、4t
クレーン付トラック	10t 積 2.9t 吊
ダンプトラック	10t、12t
トラックミキサー車	4.4m ³
コンクリートポンプ車	大型車（8t 級）



※運行台数は、片方向の交通量を示している。

※運行台数は工事施工ヤード〔非常口〕からの運行台数を含んでいない。

※運行計画については、工事の状況等により変更する場合がある。

図 2-5-1-1 想定工事用車両の台数推移（片道）

2-5-2 工事用車両の運行ルート

本工事における発生土は、図 2-5-2-1 に示すように、隣接する中津川市内の公共事業（中津川都市計画土地区画整理事業）造成地にて活用する。なお、発生土の運搬においては、基本的に工事施工ヤード計画地から岐阜県駅（仮称）駅東部工事施工ヤード及び仮付替道路を経由して、中津川市内の公共事業（中津川都市計画土地区画整理事業）造成地へ工事用車両が進出入する。これ以外に発生土置き場が必要となる場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後、関係する自治体も含め地元の皆様にお知らせし、工事を進めていく。

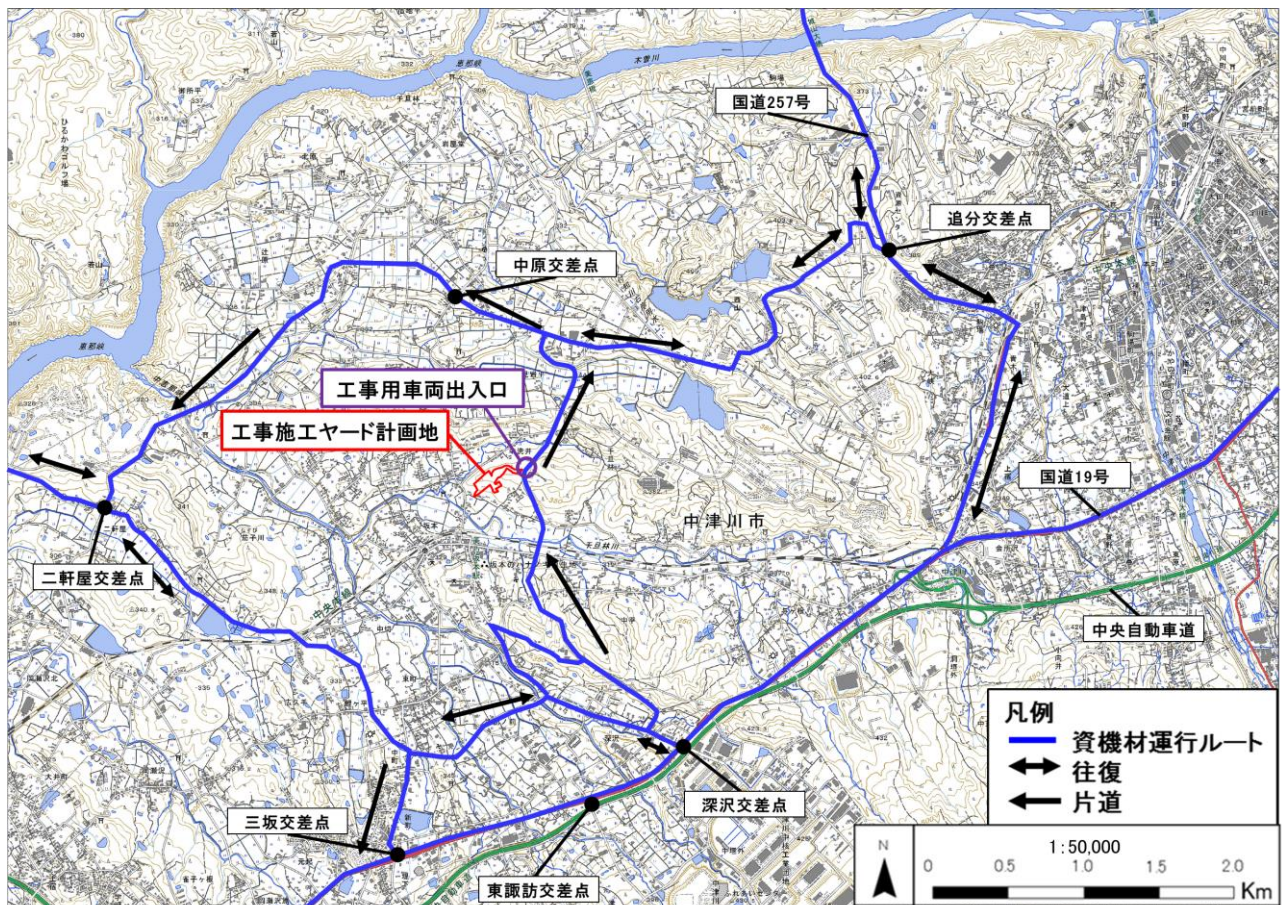
また、本工事における資機材運搬に係る工事用車両の主な運行ルートを図 2-5-2-2 に示す。



※仮付替道路の施工は岐阜県駅（仮称）ほか新設工事にて実施する計画である。

※運行ルートについては、工事の状況等により変更する場合がある。

図2-5-2-1 発生土活用先の位置



※運行ルートについては、工事の状況等により変更する場合があります。

図 2-5-2-2 資機材運搬に係る工事用車両の主な運行ルート

2-5-3 中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の運行

岐阜県中津川市においては、本工事のほか、中央新幹線建設に係る複数の工事が計画されている。令和3年7月時点の中津川市内の工事位置を図2-5-3-1に示す。また、中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルートを図2-5-3-2に示す。

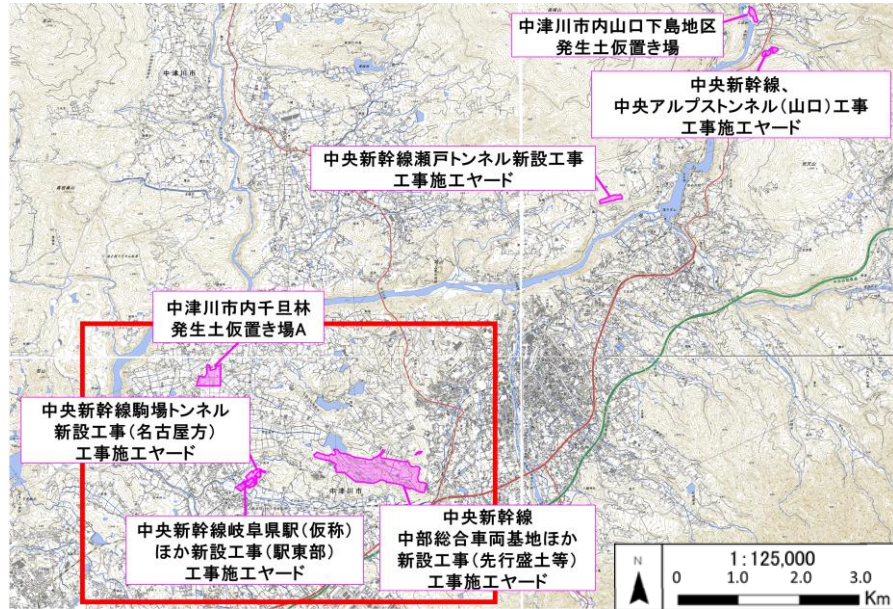
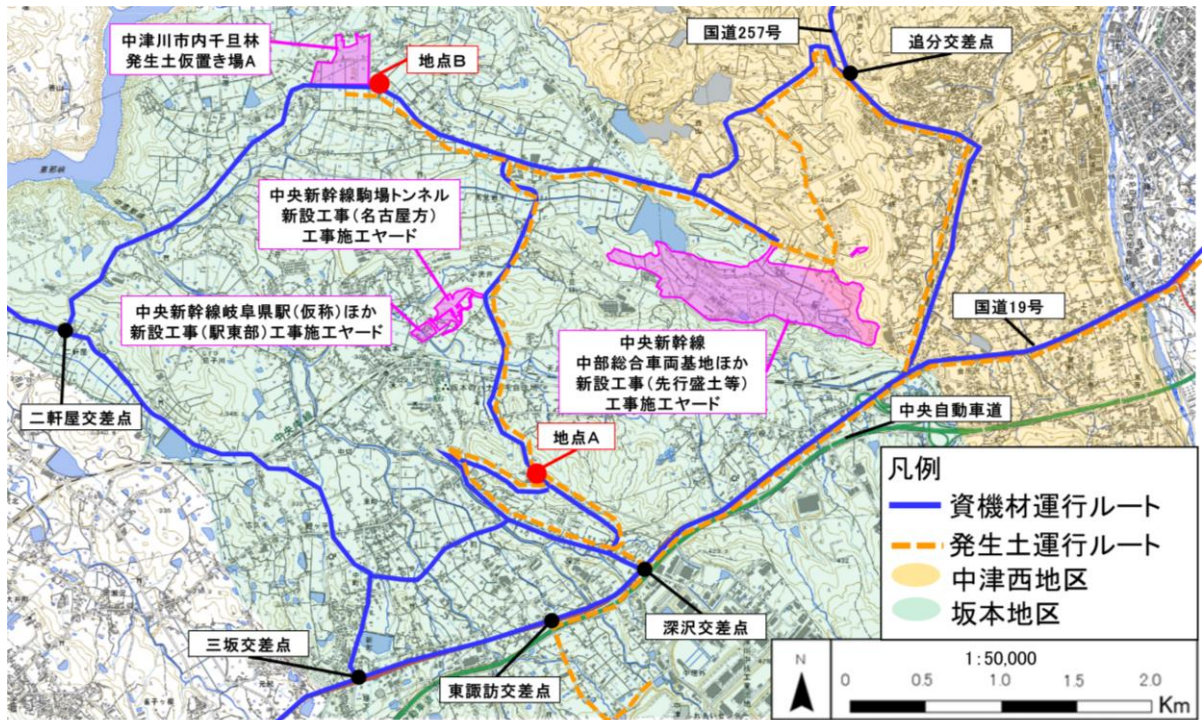


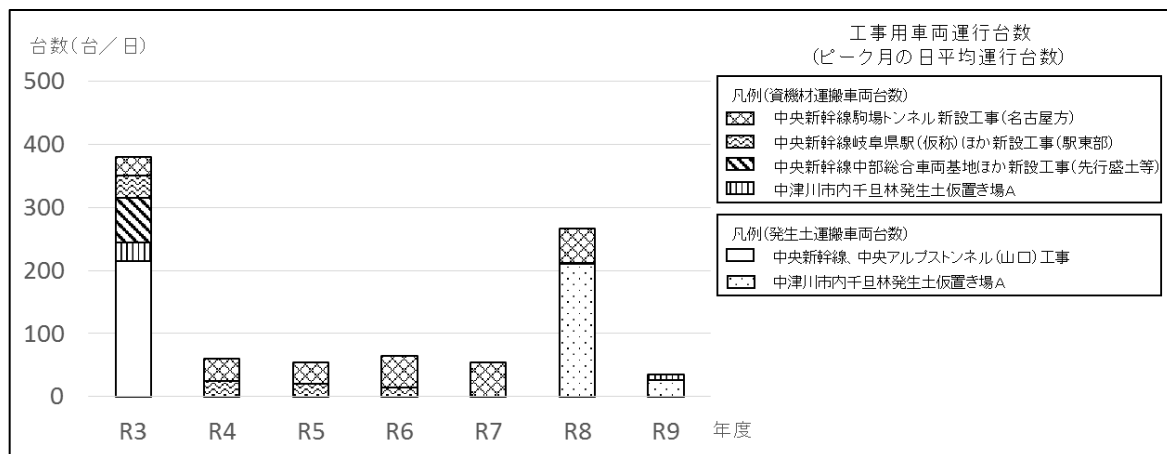
図 2-5-3-1 工事位置



- ※地点Aは、評価書の予測地点のうち中津川市中津西地区及び坂本地区において中央新幹線建設に係る複数の工事による工事用車両が運行する地点である。
- ※地点Bは、「中津川市内千旦林仮置き場Aにおける環境の調査及び影響検討の結果について」の検討地点のうち中津川市中津西地区及び坂本地区において中央新幹線建設に係る複数の工事による工事用車両が運行する地点である。
- ※運行ルートについては、工事の状況等により変更する場合がある。

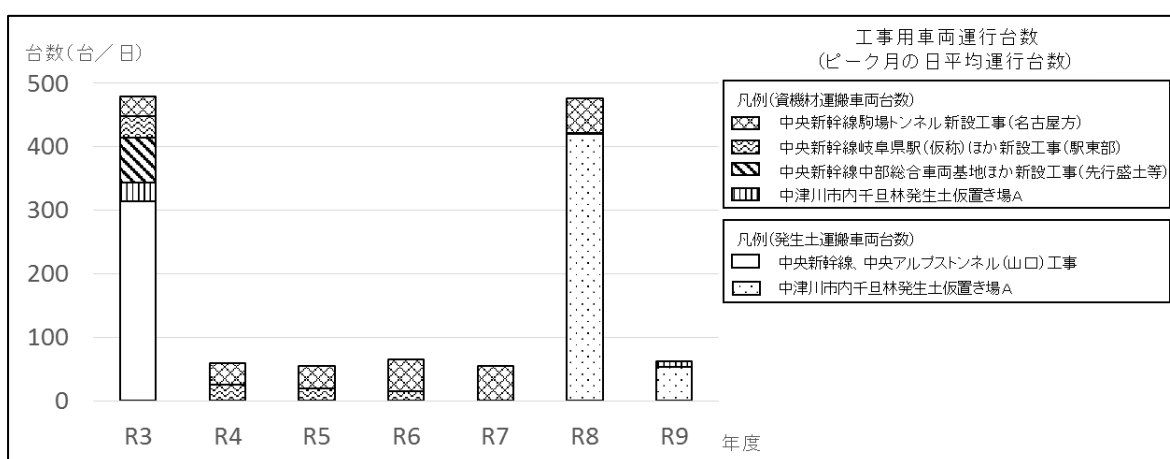
図 2-5-3-2 中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルート

「中央新幹線、中央アルプストンネル（山口）工事」、「中津川市内千旦林発生土仮置き場A」、「中央新幹線中部総合車両基地ほか新設工事（先行盛土等）」、「中央新幹線岐阜県駅（仮称）ほか新設工事（駅東部）」及び「中央新幹線駒場トンネル新設工事（名古屋方）」において計画する工事用車両台数の推移（年度ごとのピーク月の日平均運行台数）を図 2-5-3-3(1)～(2)に示す。この推移は、各工事における各年度の車両台数が最大となる月を代表して示しているものであるため、各年度を通して常に図 2-5-3-3(1)～(2)に示す台数の工事用車両を運行するものではない。なお、図 2-5-3-3(1)～(2)は令和3年7月時点での計画を示したものである。



- ※R4 年度以降の工事用車両運行台数は、今後追加する計画である。なお、中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の運行に係る工事最盛期は、R4 年度以降となる計画である。
- ※運行台数は、両方向の交通量を示している。
- ※運行計画については、工事の状況等により変更する場合がある。
- ※今後計画する工事も含め、工区間で調整し、工事用車両運行台数の平準化に努める。

図 2-5-3-3 (1) 地点 A における想定工事用車両の台数推移



- ※R4 年度以降の工事用車両運行台数は、今後追加する計画である。なお、中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の運行に係る工事最盛期は、R4 年度以降となる計画である。
- ※運行台数は、両方向の交通量を示している。
- ※運行計画については、工事の状況等により変更する場合がある。
- ※今後計画する工事も含め、工区間で調整し、工事用車両運行台数の平準化に努める。

図 2-5-3-3 (2) 地点 B における想定工事用車両の台数推移

第3章 環境保全措置の計画

3-1 環境保全措置の検討方法

評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて以下に示す具体的検討手順により採否を検討した。なお、専門性の高い環境保全措置については、専門家等の助言を受けて検討を行った。

(具体的検討手順)

施設や工事ヤードの詳細な計画にあたり、動植物の重要な種等が生息・生育する箇所をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等その他の環境要素への影響も考慮し、地形の改変範囲をできる限り小さくするように計画



そのうえで、工事による影響を低減させるための環境保全措置を、現場の状況に即し、

- ・建設機械、仮設設備等のハード面
- ・係員配置、講習・指導、設備のメンテナンス等のソフト面

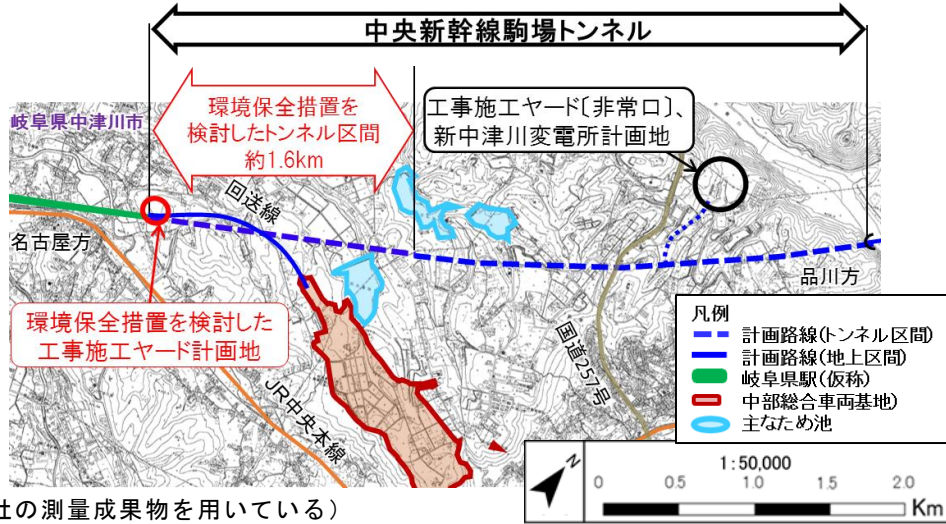
から検討



必要な場合には、環境を代償するための措置について検討

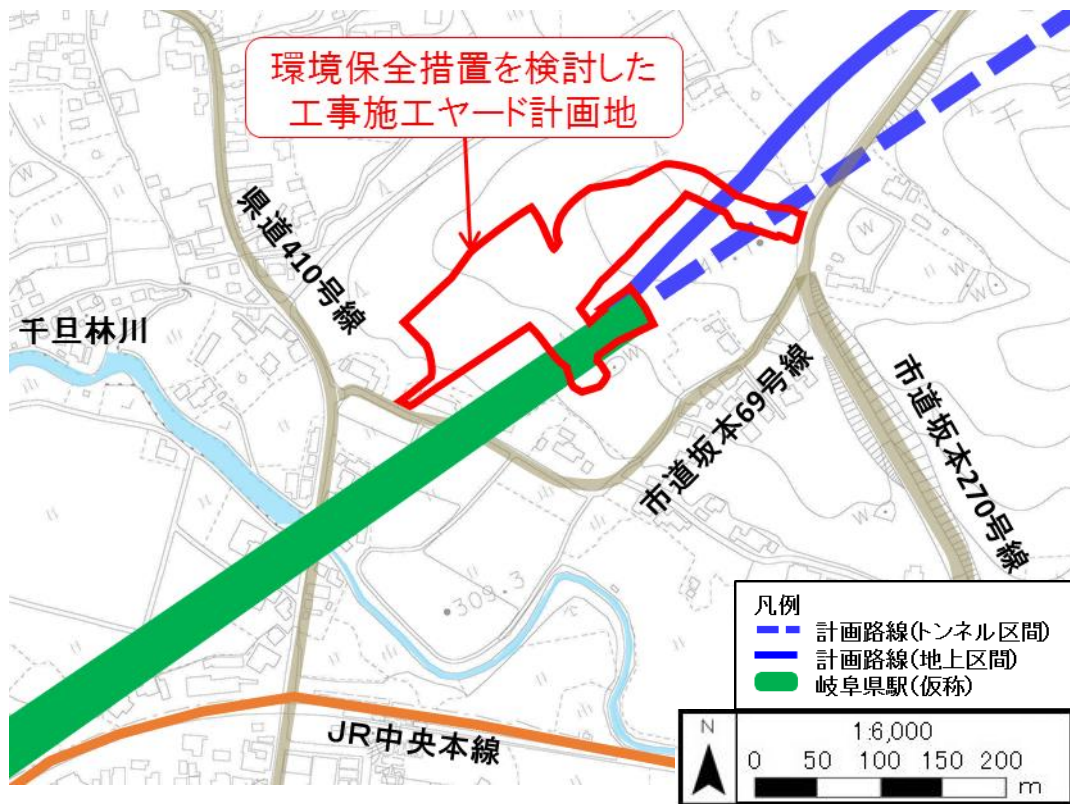
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回、環境保全措置を検討した計画地は、中央新幹線駒場トンネルの工事施工ヤード計画地及び名古屋方坑口から掘削する本線トンネル約 1.6km である。環境保全措置を検討した事業計画地の位置を、図 3-2-1 及び図 3-2-2 に示す。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-2-1 環境保全措置を検討した事業計画地



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-2-2 環境保全措置を検討した事業計画地（名古屋方）（拡大図）

3-3 重要な種等の生息・生育地の回避検討

中央新幹線駒場トンネルの工事施工ヤードの検討にあたっては、使用する設備の必要面積や設備配置を考慮したほか、重要な種等の生息・生育地が存在することから、図 3-3-1(1)～(5)及び表 3-3-1(1)～(2)に示すとおり、環境保全措置として、動植物の重要な種等の生息・生育地の回避検討を行い、重要な種等への影響について、回避又は低減を図った。なお、希少種保護の観点から、位置等に関する情報については、非公開としている。

その結果、図 3-3-1(1)～(5)及び表 3-3-1(1)～(2)に示すとおり、重要な種等の生息・生育地を回避した。

平面図
希少種保護のため、非公開

(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-3-1(1) 重要な種等の生息・生育地の回避検討結果 (動物：哺乳類、鳥類)

平面図
希少種保護のため、非公開

(本図は自社の測量成果物を用いている)

図3-3-1(2) 重要な種等の生息・生育地の回避検討結果 (動物：両生類)

平面図
希少種保護のため、非公開

(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-3-1(3) 重要な種等の生息・生育地の回避検討結果 (動物：爬虫類、昆虫類)

平面図
希少種保護のため、非公開

(本図は自社の測量成果物を用いている)

図3-3-1(4) 重要な種等の生息・生育地の回避検討結果 (魚類・底生動物・陸産貝類)

平面図
希少種保護のため、非公開

(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-3-1(5) 重要な種等の生息・生育地の回避検討結果 (植物)

表3-3-1(1) 土地改変区域周辺に生息・生育する重要な種等の回避検討結果

回避検討結果

希少種保護のため、非公開

表 3-3-1(2) 土地改変区域周辺に生息・生育する重要な種等の回避検討結果

回避検討結果

希少種保護のため、非公開

3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の状況等を考慮し、以下のとおり計画した。なお、本頁以降記載の環境保全措置の効果は、主に評価書からの表現を引用しているものである。また、図に添付されている写真は類似工事の一例である。

3-4-1 大気環境（大気質、騒音、振動）

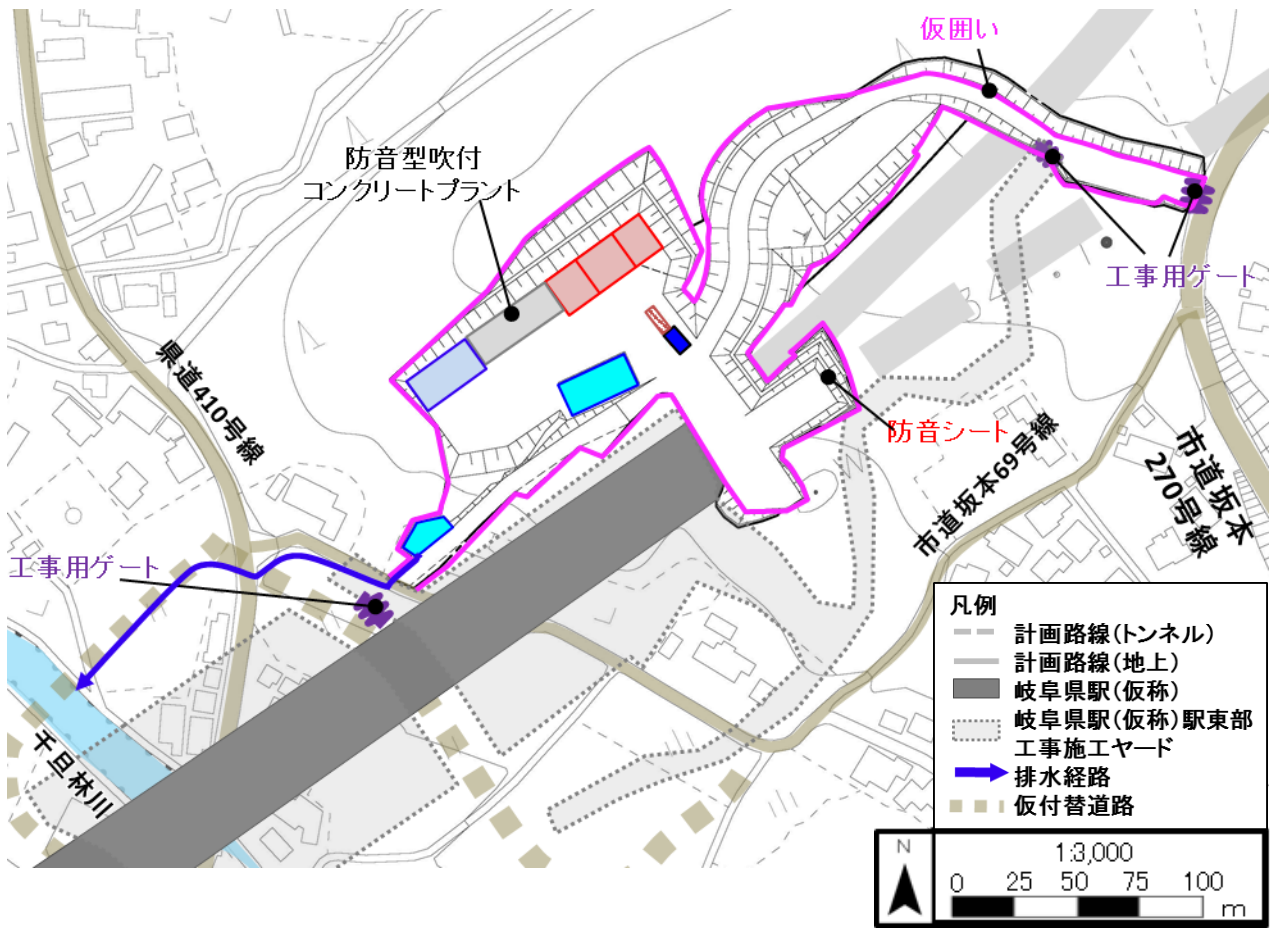
工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-4-1-1(1)～(2)及び図 3-4-1-1 に示す。

表 3-4-1-1(1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	排出ガス対策型建設機械の稼働	排出ガス対策型建設機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械は、排出ガス対策型を使用する計画とした(図3-4-1-1)。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置・稼働とならないような計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械が、片寄った配置・稼働とならないような計画とした。
大気質 (粉じん等)	仮囲いの設置	住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	工事施工ヤードにおいては、高さ 3m の仮囲いを設置する計画とした(図 3-4-1-1)。
騒音 振動	低騒音・低振動型建設機械の採用	低騒音・低振動型建設機械の採用により、工事に伴う騒音・振動の発生を低減することができる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械は、低騒音型建設機械を使用する計画とした(図 3-4-1-1)。

表 3-4-1-1(2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
騒音	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。なお、防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている (ASJCN-Model 2007)。	工事施工ヤードにおいては、高さ 3m の仮囲いを設置するとともに、準備が整い次第、坑口部に防音シートを設置する計画とした。また、吹付コンクリートプラントは、建屋を設置する計画とした (図 3-4-1-1)。



(本図は自社の測量成果物を用いている)
 ※工事の進捗に伴い、配置・形状等が変更になる場合がある。



図3-4-1-1 工事施工ヤード等における大気環境に関する計画面の環境保全措置
 (写真は類似工事の例)

工事実施時は、表3-4-1-2及び図3-4-1-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-1-2 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の使用時における配慮	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤード等で建設機械の稼働に従事する者に対して、高負荷運転の防止及びアイドリングストップの講習・指導を実施する。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の点検・整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械は、法令上の定めによる定期点検や日々の点検及び整備を行い、性能を維持する。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事従事者への講習・指導	建設機械の適正な稼働、建設機械の騒音発生抑制、建設機械の振動発生抑制について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤード等で建設機械の稼働に従事する者に対して、建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持について、講習・指導を実施する。
大気質 (粉じん等)	工事現場の清掃及び散水	工事現場の清掃や散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。	工事施工ヤード等では、清掃及び散水を行う(図3-4-1-2)。

上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。



工事現場の散水

図3-4-1-2 工事施工ヤード等における大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

(写真は類似工事の例)

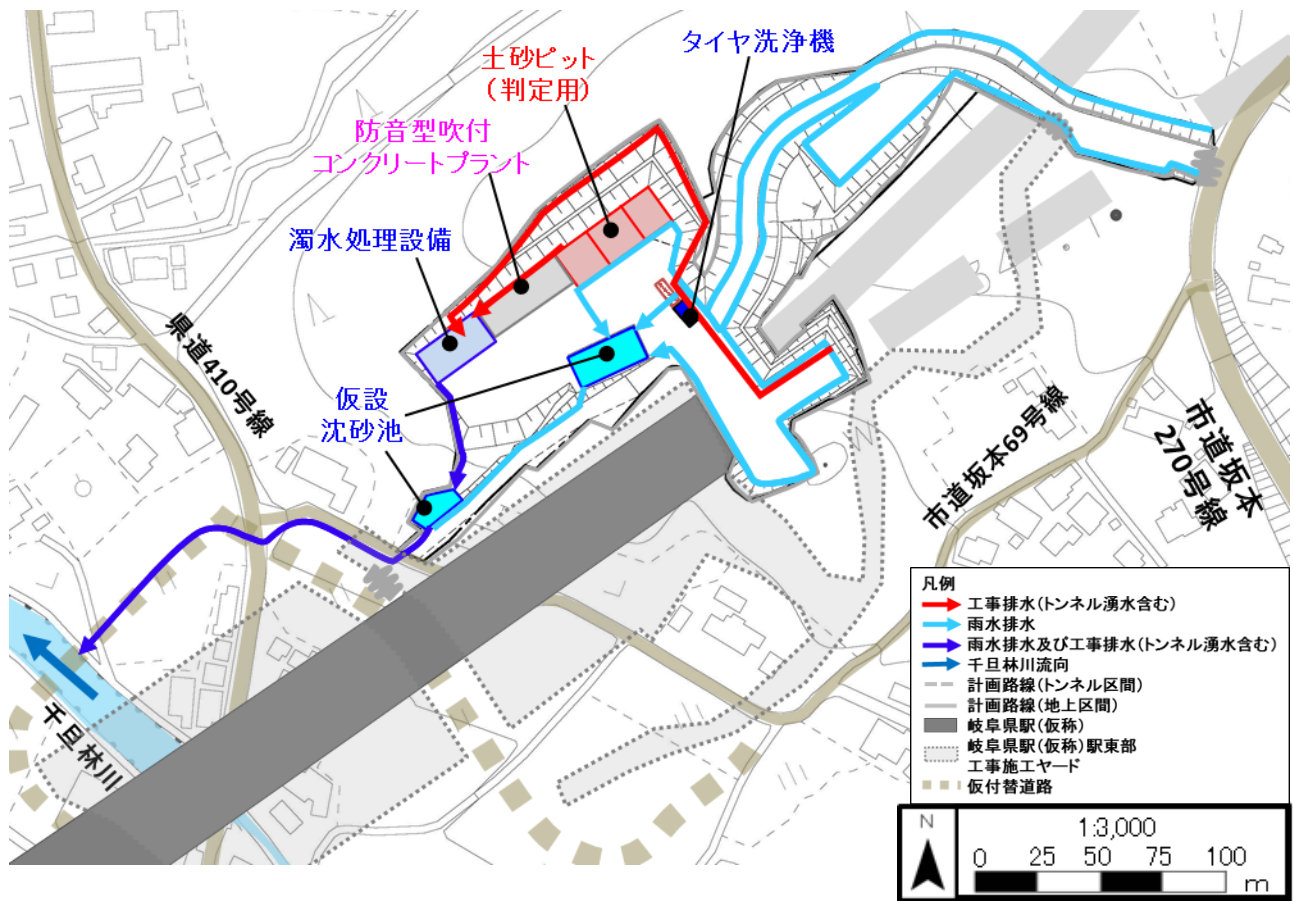
3-4-2 水環境（水質、地下水、水資源）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-2-1及び図3-4-2-1に示す。

表3-4-2-1 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 （水の濁り、 水の汚れ） 水資源	工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水、アルカリ排水、自然由来の重金属に汚染された排水及び酸性化排水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減、pH値の改善及び有害物質濃度の低減を図るための処理をした上で排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードから発生するトンネル湧水等を処理するため、工事施工ヤードには、発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備（図3-4-2-1）を設置し、必要に応じて中和処理等を実施したうえで、千旦林川へ放流する計画とした。また、工事施工ヤード等から発生する雨水等の排水は、仮設沈砂池で土砂を沈澱させた後、放流する計画とした（図3-4-2-1）。
地下水 （地下水の水質、地下水の水位） 水資源	適切な構造及び工法の採用	本線トンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。	先進ボーリング等の探査結果や掘削中の地質状況に応じて、薬液注入を実施する等、適切な構造及び工法を採用する計画とした。

本工事における事業計画地及びその周囲には、「2-3-2」に記載の通り、瀬戸層群土岐砂礫層が分布している。また、事業計画地付近には複数のため池が存在する。これらの現地状況を踏まえ、切羽面からの前方探査による前方の地下水状況の調査や、周辺の地下水位の調査を行いながら、慎重にトンネル施工を進める。また、これらの調査結果を踏まえ、現場の状況に応じた補助工法を選定する。（（参考2）表4）



(本図は自社の測量成果物を用いている)

※形状や配置については、工事の進捗により変更する場合があります。



図3-4-2-1 水環境に関する計画面の環境保全措置 (写真は類似工事の例)

工事実施時は、表3-4-2-2(1)～(2)の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-2-2(1) 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	工事排水の監視	工事排水の水の濁り、汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができる。	工事施工ヤードからの工事排水については、工事排水の処理水量、浮遊物質量(SS)、水素イオン濃度(pH)及び水温の測定を、1日1回を基本に実施する。
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	処理設備の点検・整備による性能維持	処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。	工事施工ヤードに設置する濁水処理設備は、点検整備を実施する。
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	放流時の放流箇所及び水温の調整	トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードからの排水(トンネル湧水含む)は、仮設沈砂池を經由し、一定期間、滞留させ、外気に晒してから千旦林川へ放流する(図3-4-2-1)。
地下水 (地下水の水質、地下水の水位) 水資源	薬液注入工法における指針の順守	薬液注入工法を施工する際は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できる。	本線トンネル等において、薬液注入工法を実施する場合はトンネル湧水等の水質確認を「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月、建設省)に準じて実施する。
水資源	地下水等の監視	工事着手前、工事中、工事完了後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握することで、地下水位の低下等の変状の兆候を早期に発見し、対策を実施することで影響を低減できる。	水資源の利用がある箇所において、必要により事後調査やモニタリング調査を行い、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握する。
水資源	応急措置の体制整備	地下水等の監視の状況から地下水位低下等の傾向が見られた場合に、速やかに給水設備等を確保する体制を整えることで、水資源の継続的な利用への影響を低減できる。	水資源の利用がある箇所において、地下水位低下等の傾向が見られた場合は、速やかに給水設備等を確保する体制を整える。

表3-4-2-2(2) 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水資源	代替水源の確保	低減のための環境保全措置を実施した上で、水量の不足などやむを得ず重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水源の周辺地域において、速やかにその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。なお、本措置については、他のトンネル工事においても実績があることから確実な効果が見込まれる。	水資源の利用がある箇所において、工事中に減水等の兆候が認められた場合には、住民の生活に支障をきたさぬよう応急対策を実施する。その後も事後調査及びモニタリングとして、流量等の調査を継続し、工事との因果関係が確認された場合、水を供給する設備を長期間使用できるものにするなど、必要な恒久対策を実施する。

- 工事排水のうち、トンネル以外の工事施工ヤードからの排水についても、濁水が流出する可能性のある箇所（防音型吹付コンクリートプラント、土砂ピット（判定用））に排水溝を設け、濁水処理を行った後に放流する。（図3-4-2-1）
- 工事排水のうち、トンネル湧水を含む工事排水については、自然由来の重金属等について定期的に測定を実施する。また、「3-4-3」に示す発生土のモニタリングの結果、土壌溶出量基準に適合しない自然由来の重金属等が湧水中に溶出する可能性があるとして判断された場合は、直ちに水質の調査を行い、結果に応じて必要な処理設備を設置するなど適切に対応する。
- 工事排水の監視としては、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、水量、水温の測定を、1日1回を基本に実施する。これらの調査により法令に定める排水基準に適合していることを確認のうえで放流を行う。

3-4-3 土壌環境・その他（地盤沈下、土壌汚染、文化財）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-3-1に示す。

表3-4-3-1 土壌環境・その他の環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
地盤沈下	適切な構造及び工法の採用	土被りが小さく、地山の地質条件が良くない場合には、先行支保工（フォアパイリング等）などの補助工法を採用することで、地山の安定を確保することが可能であり、地盤沈下への影響を回避又は低減できる。	トンネル工事において、掘削中の地質に応じて対策を実施する計画とした。（※）
土壌汚染	仮置き場における発生土の適切な管理	発生土の仮置き場（土砂ピット）に側溝を設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壌汚染を回避できる。	工事施工ヤードに設置する土砂ピット（判定用）の底面にはコンクリート舗装を行い、また側壁を設置することにより、雨水等による自然由来の重金属等の流出、飛散及び地下水浸透を防止する計画とした（図 2-3-2-4(2)）。
文化財	試掘・確認調査及び発掘調査の実施	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。	工事施工ヤードにおいて、該当する埋蔵文化財について、自治体等関係機関と調整し、必要となる届出を行い、試掘調査を実施した。また、工事範囲等の変更や工事中に新たな文化財を発見したときは、その都度関係箇所と協議を行い、対処する計画とした。

※トンネル掘削による地盤沈下を防止するための適切な構造及び工法の採用などについて、次頁に記載する。なお、必要により環境保全措置の追加や変更を行う。

設計段階で採用した構造及び工法とその選定理由

- ・本工事における事業計画地及びその周囲の地質には、瀬戸層群土岐砂礫層が分布している。本工事における事業計画地及びその周囲には、評価書（図4-2-1-13 表層地質図）に記載の通り、断層は分布していない（図3-4-3-1）。
- ・トンネル構造は、「山岳トンネル設計施工標準・同解説」（2008年4月、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）に基づき、岩種分類及び地山等級から、これに対応した支保パターンを設定した。
- ・具体的には、文献及び地質調査（一軸圧縮強さ、弾性波速度）の結果を踏まえ、前述の文献（（参考2）表1～3）に基づいて、本坑掘削時における瀬戸層群土岐砂礫層の岩種・地山等級を「F岩種・特L」、支保パターンを特L_pと設定した。

- ・支保パターンによるトンネル支保構造は、当社の技術基準で定めている。支保パターン特L_Pの標準的なトンネル支保構造は、吹付コンクリートの厚さを最小20cmとし、ロックボルトは縦断間隔1.0m、長さ6mのものをアーチと側壁に24本配置、インバートに長さ4mのものを4本配置し、鋼製支保工は200H鋼を配置する構造とした。
- ・トンネル掘削工法についてベンチカット工法を選定した。ベンチカット工法とは、トンネル掘削断面を上・下半に分割して、上部半断面を先進して掘削するもので、ベンチの長さを適切に選択することによって、硬岩地山から軟岩地山まで幅広く適用が可能な掘削工法である。
- ・また、瀬戸層群土岐砂礫層の岩種・地山等級は「F岩種・特L」であり、土被りの小さい道路・河川付近の掘削中における補助工法として、切羽鏡面の補強を目的とした鏡吹付コンクリート及び鏡ボルト、切羽天端の補強を目的とした長尺フォアパイリングを施工するなど、慎重に掘削を行う計画とした。（(参考2) 表4）

施工中に実施する環境保全措置に係る地山状況を確認するための切羽観測や坑内計測の実施内容

- ・現場に常駐するトンネル掘削作業に精通した元請会社職員が、元請会社本社関係者とも地質の情報を共有しながら、地山の状態を確認する。具体的には、切羽観察の結果や坑内計測の結果に基づき、内空変位やゆがみ、脚部沈下等に係る管理基準値を踏まえ、地山の状態を確認しながら施工する。
- ・坑内計測の頻度は、坑口付近や土被り2D以下（D：トンネル掘削幅）で10m毎を標準とし、それ以外では、20m毎を標準とする。また、不安定な地山と判断した場合は、坑内計測の頻度を上げる。なお、土被りの小さい道路・河川付近の掘削中においては、坑内計測に加え、地表面沈下量の継続監視を行う。
- ・不安定な地山と判断した場合は、前方の地質や地下水の状況を把握するため前方探査を実施する。
- ・当社は、計測管理だけではなく、地山切羽ごとの状態変化を的確に確認、評価をして、慎重な施工管理を徹底するよう元請会社を指導していく。
- ・施工中に生じた新たな課題及び計画変更については速やかに元請会社から報告を受け、対策について協議するとともに、慎重に施工を行う。

不安定な地山と判断する場合のメルクマール

- ・現場に常駐するトンネル掘削作業に精通した元請会社職員が、元請会社本社関係者とも地質の情報を共有しながら地山の状態を確認する。また、切羽観察や坑内計測の結果等から不安定な地山かどうかの判断を行う。
- ・メルクマールとしては、切羽観察においては天端が脆い場合や湧水量の著しい増加がある場合、坑内計測においては内空変位や脚部沈下の測定値が管理基準値を超過する場合などがある。

注：下線部を追記しました。（令和4年4月）

施工中に不安定な地山と判断した場合の具体的対策

- ・不安定な地山と判断した場合には、掘削断面形状の見直しや坑内計測の頻度を上げる等、より慎重な施工管理を行うとともに、支保パターンの確認や、補助工法の必要性を判断し、例えば天端が脆い場合には、補助工法として先行支保工を実施するなど、「設計段階で採用した構造及び工法とその選定理由」に記載している補助工法に加え、現場に即した補助工法を選定する。（(参考2) 表4）

施工中の工法の変更、追加的な措置を講ずる必要がある場合を含めた、JR東海の管理監督体制

- ・当社は、契約に基づき元請会社から事前に提出される施工計画書を、発注者として法令遵守、安全確保等の観点から確認するとともに、施工時においても安全管理等の実施状況の確認や現場点検等を適時実施する。施工計画書からの変更が必要と元請会社が判断した場合には、当社への協議を確実に実施のうえ、変更施工計画書を提出し変更計画に基づいた施工を行うことを徹底するよう、元請会社に指導する。また、当社から元請会社に対して、下請け会社に施工手順どおりに施工することを確認するよう指導する。
- ・特に、支保パターンによるトンネル支保構造や補助工法を含め、適切な構造及び工法で施工されていることについて、当社は元請会社に対し、掘削1サイクル毎に現地立会または写真等にて元請会社が確認するよう指導する。
- ・その結果、元請会社が支保パターンや補助工法等について、地山の状況に応じ施工中の工法の変更、追加的な措置を講ずる必要があると判断した場合には、当社への協議を確実に実施させるとともに、当社は現地立会を行い、元請会社と協議のうえ適切に対応する。

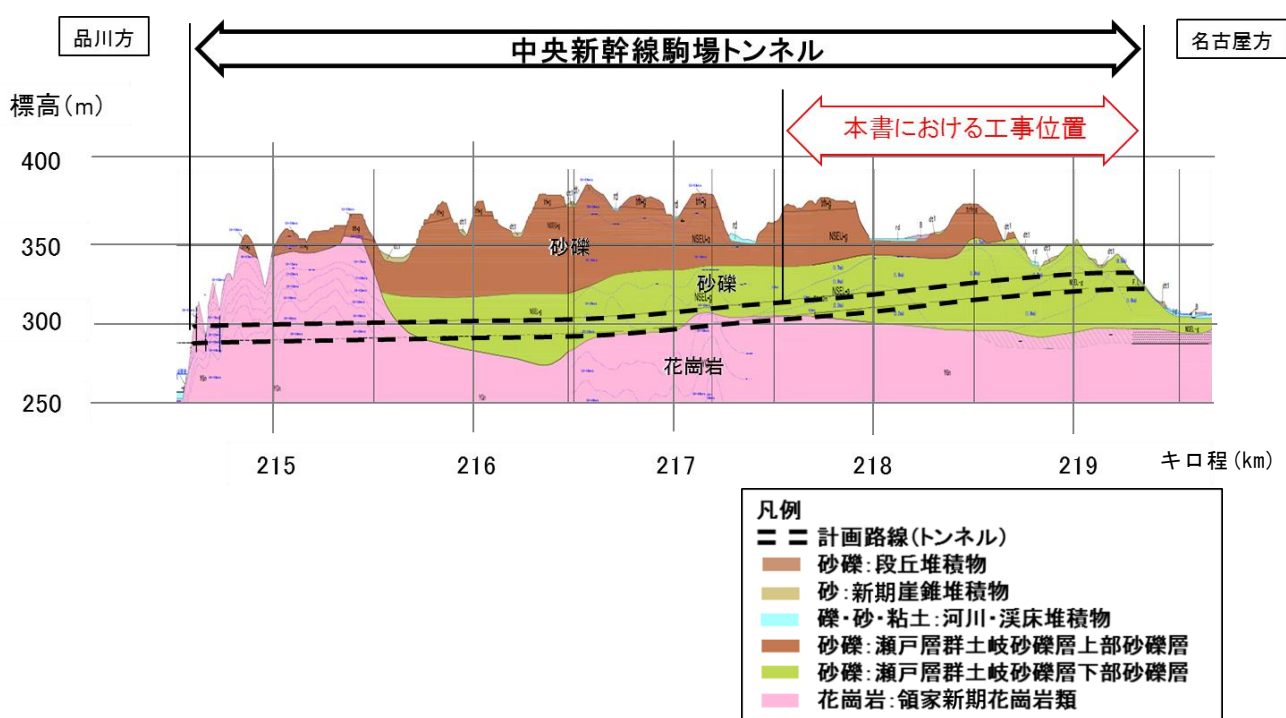


図 3-4-3-1 地質縦断図

注：下線部を追記しました。（令和4年4月）

工事中は、表3-4-3-2 (1) ～ (2) の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-3-2 (1) 土壌環境・その他の環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
地盤沈下	適切な構造及び工法の採用	土被りが小さく、地山の地質条件が良くない場合には、先行支保工（フォアパイリング等）などの補助工法を採用することで、地山の安定を確保することが可能であり、地盤沈下への影響を回避又は低減できる。	トンネル工事において、掘削中の地質に応じて対策を実施する。
土壌汚染	有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壌汚染が明らかになった際には、関連法令等に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できる。	トンネル掘削作業に伴う発生土については、「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック（H27.3 土木研究所編）（以下、「ハンドブック」という）」の内容を踏まえ、1日1回を基本に短期溶出試験、酸性化可能性試験を実施する。また、試験の結果、土壌溶出量基準を超えた場合には、ハンドブック等の内容を踏まえて、自然由来の重金属等の流出を防止するための対策（仮置き時を含む）を実施する等、関連法令等に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行う。
土壌汚染	薬液注入工法における指針の順守	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壌汚染を回避できる。	本線トンネル等において、薬液注入工法を実施する場合は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月、建設省）等に準じて実施する。
土壌汚染	発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。	本事業による発生土を他事業において活用する際は、発生土の自然由来の重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底する。

表3-4-3-2 (2) 土壌環境・その他の環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壌汚染	工事排水の適切な処理	工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できる。	工事施工ヤード等の工事排水（トンネル湧水含む）を処理するため、工事施工ヤードには、発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備（図3-4-2-1）を設置し、必要に応じて中和処理等を実施し、排水基準値を満たしていることを確認したうえで、千旦林川へ放流する。
土壌汚染	発生土に含まれる重金属等の定期的な調査	発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して対象物質の種類や含有状況等に合わせた現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できる。	トンネル掘削作業に伴う発生土については、ハンドブック等の内容を踏まえ、発生土に含まれる自然由来の重金属等及び酸性水滲出の可能性について1日1回を基本に短期溶出試験、酸性化可能性試験を実施する。 また、試験の結果、土壌溶出量基準を超えた場合には、ハンドブック等の内容を踏まえて、自然由来の重金属等の流出を防止するための対策（仮置き時を含む）を実施する等、関連法令等に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行う。
文化財	遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いは関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避・低減できる。	工事施工ヤード等において、工事中に新たな遺跡を発見したときは、法令に基づきその旨を教育委員会等へ届出し、その後の取扱いは関係箇所と協議を行い、対処する。

トンネル掘削による発生土は土壌汚染対策法の対象外であるが、土壌溶出量基準に適合しない自然由来の重金属等が存在することを想定し、以下の対策を実施する。

- ・ハンドブック等の内容を踏まえ、発生土に含まれる自然由来の重金属等（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素）及び長期的な酸性化の可能性について1日1回を基本に短期溶出試験、酸性化可能性試験を実施する。
- ・短期溶出試験については、環境省告示第18号「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」に示される方法（試料は2mm以下のふるいを全量通過するまで粉碎したものをを用いる）または、ハンドブック等の内容を踏まえ、トンネル掘削工法や地質、発生土のスレーキングの性状を考慮したうえで活用時の粒径を考慮した試験も実施するとともに、公定法との相関を確認の上で、迅速判定試験も活用することを考えている。

- ・酸性化可能性試験については、地盤工学会の「過酸化水素水を用いるpH試験」に定める方法等により実施する。
- ・試験の結果、土壌溶出量基準を超えた場合には、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき岐阜県に報告するとともに関係市町にも報告し、土壌溶出量基準を超えた発生土を当社が計画する発生土置き場に運搬する場合には、ハンドブック等の内容を踏まえて以下の措置を実施する。
 - －自然由来の重金属等の流出を防止するための対策（仮置き時を含む）
 - －発生土置き場（当社が事業主体となって新たに計画するもの）の施工前、施工中、施工後のモニタリング
- ・運搬時には、汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（平成31年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）の内容も踏まえ、積載時の飛散防止、出場時のタイヤの洗浄、靴の洗浄、荷台の浸透防止シートによる被覆、適切な処理・処分が確実に実施される箇所に運搬されたことの確認などの措置を実施する。

3-4-4 動物・植物・生態系

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-4-1に示す。

表3-4-4-1 動物・植物・生態系に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 植物	重要な種の生息地の全体又は一部を回避	重要な種の生息地の全体又は一部を回避することで、影響を回避又は低減できる。	重要な種が生息する地域は、可能な限り回避する計画とした。
動物 植物 生態系	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、重要な種の生息・生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種、注目種等の生息・生育地への影響を回避又は低減できる。	工事施工ヤード等において仮設備の配置計画を行い、改変範囲をできる限り小さくする計画とした。また、工事施工ヤードの外周に仮囲いを設置し、動物の侵入を防止する計画とした。
動物 生態系	防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用	防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音、振動の発生が抑えられることで、鳥類等の生息環境への影響を低減できる。	坑口部に防音シートを設置する計画とした。また、工事施工ヤードで使用する建設機械を低騒音型建設機械を使用する計画とした。
動物 生態系	コンディショニングの実施	段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、猛禽類等への影響を低減できる。	保全対象としているオオタカ（千旦林南ペア）について、専門家等の技術的助言も踏まえ、コンディショニングを実施する計画とした。

工事実施時は、表3-4-4-2及び図3-4-4-1の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-4-2 動物・植物・生態系に係る環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 植物 生態系	工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等の制限やゴミ捨ての禁止などについて工事従事者に指導することで、人為的な攪乱、踏みつけ等による影響を低減できる。	工事施工ヤード等の工事従事者に対して、工事施工ヤード外への不用意な立ち入りやゴミ捨ての禁止等について、講習・指導を実施する。
動物 植物 生態系	放流時の放流箇所及び水温の調整	トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、水辺の動植物の生息・生育環境への影響を低減できる。	工事施工ヤードからの排水（トンネル湧水含む）は、仮設沈砂池を経由し、一定期間、滞留させ、外気に晒してから千旦林川へ放流する。
動物 生態系	資材運搬等の適正化	資材運搬車両の運行ルートは既存の道路を活用すると共に、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数及び速度、運転方法等に留意して計画することにより、動物全般への影響を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、既存の道路を活用すると共に、運行ルートに応じた車両の台数及び速度、運転方法等に留意する。
植物 生態系	外来種の拡大抑制	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。	工事施工ヤード等において工事用車両のタイヤ洗浄を行う計画とした（図 3-4-4-1）。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を実施する。

専門家等の技術的助言を踏まえ環境保全措置の計画を行ったが、環境保全措置の実施にあっても、専門家等の技術的助言を得ながら実施していく。また、事後調査やモニタリングの結果も踏まえ影響の恐れが確認された場合は、速やかに専門家等の技術的助言を受け、必要な場合は追加の環境保全措置を講ずる。



タイヤの洗浄状況

図3-4-4-1 動物・植物・生態系に係る環境に関する工事実施時の環境保全措置
(写真は類似工事の例)

3-4-5 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-5-1に示す。

表3-4-5-1 廃棄物等、温室効果ガスに関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等	建設発生土の再利用	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めるなど、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	本事業による発生土は、公共事業（中津川都市計画土地区画整理事業）造成地に運搬し活用する計画とした。
廃棄物等	建設汚泥の脱水処理	真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクルーデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	工事施工ヤードにおいて発生する建設汚泥については、機械式脱水処理により水と脱水ケーキに分離し、建設汚泥の減量を図る計画とした。
温室効果ガス	低炭素型建設機械の選定	低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルではCO ₂ 排出量が従来型に比べ10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	低炭素型建設機械を使用するよう努めるとともに、低炭素型建設機械が採用困難な場合等は、できる限り燃費性能の良い建設機械を使用する計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置・稼働とならないように計画した。

工事実施時は、表3-4-5-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-5-2 廃棄物等、温室効果ガスに関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等 温室効果ガス	副産物の分別・再資源化	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量、温室効果ガスの排出量を低減できる。	副産物は場内で細かく分別し、再資源化に努める。
廃棄物等	発生土を有効利用する事業者への情報提供	発生土を他事業において有効活用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。	発生土を有効利用する事業者へ発生土の自然由来の重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底する。
温室効果ガス	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤード等で建設機械の稼働に従事する者に対し、建設機械の高負荷運転の防止、点検等について、講習・指導を実施することで、高負荷運転を抑制する。
温室効果ガス	建設機械の点検・整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械は、法令上の定めによる定期点検や日々の点検及び整備を行い、性能を維持する。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検・整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。	工事施工ヤード等で建設機械の稼働に従事する者に対し、建設機械の高負荷運転の防止、点検等について、講習・指導を実施する。

3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-5-1(1)～(2)のとおり計画する。

表 3-5-1(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検・整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動、温室効果ガスの発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両は、法令上の定めによる定期点検や日々の点検及び整備を行い、性能を維持する計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 騒音 振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート分散化等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行において、運行ルートをワンウェイとし、道路毎の車両の運行台数を低減することで、車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の発生を低減する計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 騒音 振動	環境負荷低減を意識した運転の徹底	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動を低減できる。	資材及び機械の運搬に従事する者に対して、法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避をはじめとしたエコドライブの徹底について講習・指導を実施する計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行について、資材及び機械の搬入時間を分けること等で車両を短時間に集中させない計画とした。また、発生土運搬車両にはGPS受信機を設置し、運行状況を監視し、調整する計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動 温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運行について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素および浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動、温室効果ガスの発生を低減できる。	資材及び機械の運搬に従事する者に対して、点検・整備、環境負荷低減を意識した運転について講習・指導を実施する計画とした。

表 3-5-1 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (粉じん等)	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及びタイヤの洗浄	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄を行うとともに、必要に応じて出入り口や周辺道路の清掃及び散水を行う計画とした(図3-4-1-2、3-4-4-1)。
大気質 (粉じん等)	荷台への防じんシート敷設及び散水	荷台に防じんシートを敷設するとともに散水することで、粉じん等の発生を低減できる。	工事施工ヤード等からの発生土運搬は荷台に防じんシートを敷設するとともに、散水することで、車両による粉じん等の発生を低減する計画とした(図3-4-1-2、3-5-1)。
温室効果ガス	低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化	低燃費車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において国の重量車の燃費基準の認定を受けた車種をできる限り使用する計画とした。



防じんシート敷設のイメージ

図3-5-1 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置の実施イメージ
(写真は類似工事の例)

3-6 専門家等の技術的助言

- ・環境保全措置の検討にあたっては、表3-6-1に示すとおり専門家等の技術的助言を受けて実施した。

表3-6-1 専門家等による技術的助言の内容

項目	専門分野	所属機関の属性	主な技術的助言の内容
動物	猛禽類	公益団体等	<ul style="list-style-type: none">・工事着手前に、猛禽類（オオタカ）の生息状況を確認すること。・調査（定点観測、営巣地等）を継続し、営巣地等が工事施工ヤードの近傍に変わった場合は、環境保全措置を実施すること。

3-7 環境保全措置の実施にあたっての対応方針

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し環境影響評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。

第4章 事後調査及びモニタリング

4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画

事後調査及びモニタリングについては、評価書及びこれに基づく事後調査計画書（平成26年11月）に基づいて実施する。

4-1-1 事後調査

事後調査の実施内容は、環境保全措置の内容や現地の状況、工事計画を考慮して、表4-1-1-1のとおりとする。

表 4-1-1-1 事後調査の実施内容

環境要素の区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
水資源	地下水の水位（水量）又は河川の流量、水温、pH、電気伝導率、透視度（井戸・湧水のみ）	図 4-1-1-2	・トンネル工事前の一定期間（令和元年8月から月1回） ・トンネル工事中、月1回 ・トンネル工事完了後3年間、四季ごとに1回を基本とすることを考えている。
動物生態系	オオタカの生息状況調査	営巣地周辺	・繁殖期（工事中及び工事完了後） ※工事中は、繁殖期ごとに実施する。 また、専門家等の助言を踏まえながら実施する。

なお、駒場及び千旦林地内における井戸の状況については、表4-1-1-2に示すとおり、浅層の地下水を対象とした10m未満の浅井戸が19ヶ所、深井戸が55ヶ所確認されている。駒場及び千旦林地内を通過する駒場トンネルは、図4-1-1-1（図3-4-3-1と同様）に示すとおり、一部を除き地上から50m以深を通過する。トンネルが通過する地質は、瀬戸層群土岐砂礫層を通過するが、地質に適した支保工を実施し、掘削中の地質に応じた補助工法を採用することにより、砂礫層上部に堆積する表層には影響を及ぼさないように施工を行う。しかし、周辺地上部にため池や馬見川が存在し、砂礫層と花崗岩の地質境界付近等、切羽湧水が多いと考えられる箇所をトンネルが通過することから、一部の水資源へ影響を及ぼす可能性があるため、地下水等の監視を実施し、必要に応じて「応急措置の体制整備」及び「代替水源の確保」等の環境保全措置を実施する。

表 4-1-1-2 中津川市における井戸の状況

市町村名	聞き取り調査結果	地下水の予測検討範囲内		
		井戸の箇所数	区分	
駒場及び千旦林	139ヶ所	133ヶ所	19ヶ所	浅井戸
			55ヶ所	深井戸

※聞き取り調査結果は、地下水の予測検討範囲及びその周辺を含む。

※地下水の予測検討範囲内の井戸は、井戸深さが確認できた箇所のみについて、浅井戸または深井戸として箇所数を示す。なお、地下水の予測検討範囲内の井戸のうち、59ヶ所は井戸の深さが確認できなかった。

※地下水の予測検討範囲とは、評価書の「8-2-3 地下水の水質及び水位」に記載している範囲である。

※事後調査地点及びモニタリング地点は、聞き取り調査の結果等の意見を踏まえ選定した。

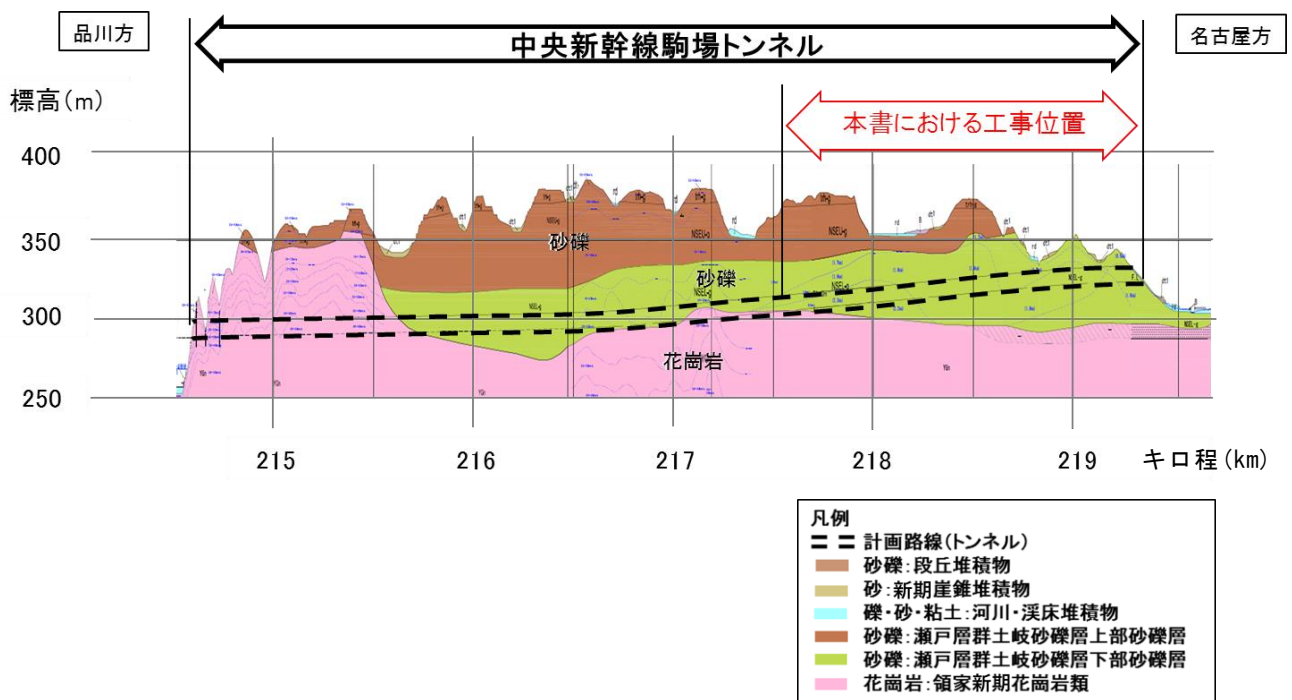
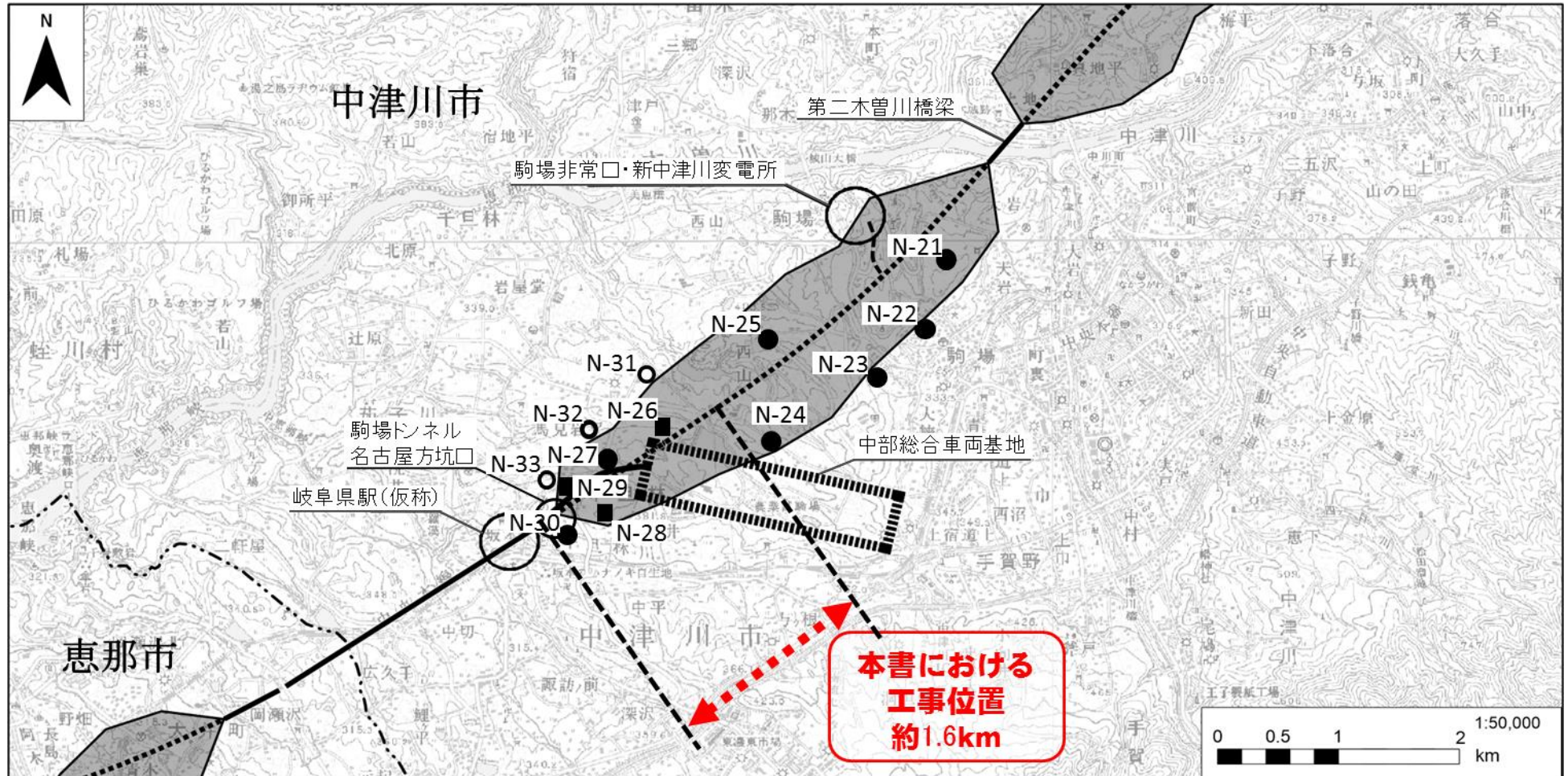


図4-1-1-1 地質縦断面図



凡例

- 計画路線(トンネル部) - - - 非常口トンネル(斜坑) ● 地下水の水位(井戸)
- 計画路線(地上部) ■ 湧水の流量
- · - · 県境 ○ 河川の流量
- - - - 市区町村境
- · — 非常口トンネル(斜坑)
- 予測検討範囲

調査項目	調査時期及び頻度
水位(水量)又は流量、水温、水素イオン濃度(pH)、電気伝導率、透視度(井戸・湧水のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル工事前の一定期間、月1回 ・トンネル工事中、月1回 ・トンネル工事完了後の3年間、4季を基本とすることを考えている。

※地点番号は、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【岐阜県】平成26年8月に基づく事後調査報告書(平成30年度)令和元年6月」に同じ。

図4-1-1-2 事後調査地点図(井戸・湧水・河川)

4-1-2 モニタリング

事後調査とは別に、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、表 4-1-2-1(1)～4-1-2-2 についてモニタリングを実施する。なお、資材及び機械の運搬に用いる主要なルートに関する大気質、騒音、振動のモニタリングについては、本工事のほか、岐阜県中津川市において計画している中央新幹線建設に係る工事を含め、工事全体で最盛期となる時期に実施することとしており、計画が具体化した後に、実施計画を取りまとめる。

表 4-1-2-1(1) モニタリングの実施内容

環境要素の区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
大気質	二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等	図 4-1-2-1(1) 図 4-1-2-1(2)	・工事最盛期に 1 回実施（四季調査） （工事施工ヤード周辺：令和 3 年度を予定）
騒音	騒音	図 4-1-2-1(1) 図 4-1-2-1(2)	・工事最盛期に 1 回実施（四季調査） （工事施工ヤード周辺：令和 8 年度を予定）
振動	振動	図 4-1-2-1(1) 図 4-1-2-1(2)	・工事最盛期に 1 回実施（四季調査） （工事施工ヤード周辺：令和 8 年度を予定）
水質（河川）	浮遊物質 （SS）、水温、水 素イオン濃度 （pH）	図 4-1-2-2(1) 図 4-1-2-2(2)	・工事前に 1 回 （令和 2 年 2 月に実施済み） ・工事中に毎年 1 回、低水期に実施
	自然由来の重金属 等（カドミウム、 六価クロム、水 銀、セレン、鉛、 ヒ素、ふっ素、ほ う素）	図 4-1-2-2(1) 図 4-1-2-2(2)	・工事前に 1 回 （令和 2 年 2 月に実施済み） ・工事中に毎年 1 回、低水期に実施
水資源	地下水の水位（水 量）又は河川の流 量、水温、水素イ オン濃度（pH）、 電気伝導率、透視 度（井戸・湧水の み）	図 4-1-2-3(1)、 図 4-1-2-3(2)	・トンネル工事前の一定期間、月 1 回 （令和元年 8 月から実施） ・トンネル工事中、月 1 回 ・トンネル工事完了後の一定期間 上記を基本とするが、トンネル工事中、トンネル工 事完了後は状況に応じて検討していく。
土壌汚染	自然由来の重金属 等（カドミウム、 六価クロム、水 銀、セレン、鉛、 ヒ素、ふっ素、ほ う素）、酸性化可 能性	図 4-1-2-4(1) 図 4-1-2-4(2)	・トンネル掘削発生土において、1 日 1 回を基本に 実施

表 4-1-2-1 (2) モニタリングの実施内容

環境要素の区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
生態系（湿地に生息・生育する注目種）	昆虫類	図 4-1-2-5	・トンネル通過前、「注目種」の確認適期毎に1回 ・トンネル通過後3年間、「注目種」の確認適期毎に1回
	植物相		
	水温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導率、主要溶存成分7項目		・トンネル通過前、「注目種」の確認適期の内、1回 ・トンネル通過後3年間、「注目種」の確認適期の内、1回
	湿地の状況		・トンネル通過前、「注目種」の確認適期毎に1回 ・トンネル通過後3年間、「注目種」の確認適期毎に1回

※モニタリングとは別に工事施工ヤードでの騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

※調査時期については、工事の状況等により変更する場合がある。

※工事排水放流時は、浮遊物質量（SS）、水量、水温、水素イオン濃度（pH）の測定を1日1回を基本に実施する。

※工事排水のうち、トンネル湧水を含む工事排水については、自然由来の重金属等について定期的に測定を実施する。

表 4-1-2-2 生態系（湿地に生息・生育する注目種）に関するモニタリング

調査地点	調査地域	注目種	確認適期
湿地 05	中津川市千旦林	クロホシクサ、シデコブシ	早春、秋
湿地 07	中津川市千旦林	シデコブシ	早春

※調査地点番号は、評価書に同じ。

※注目種は、専門家の意見を踏まえ、東海地方の典型的な湧水湿地に出現しやすい湿性種から選定した。

※モニタリング地点は、注目種が確認されている湿地を基本に、重要な種の確認状況、植物の遷移段階、現地状況、分布状況等を考慮し、選定した。

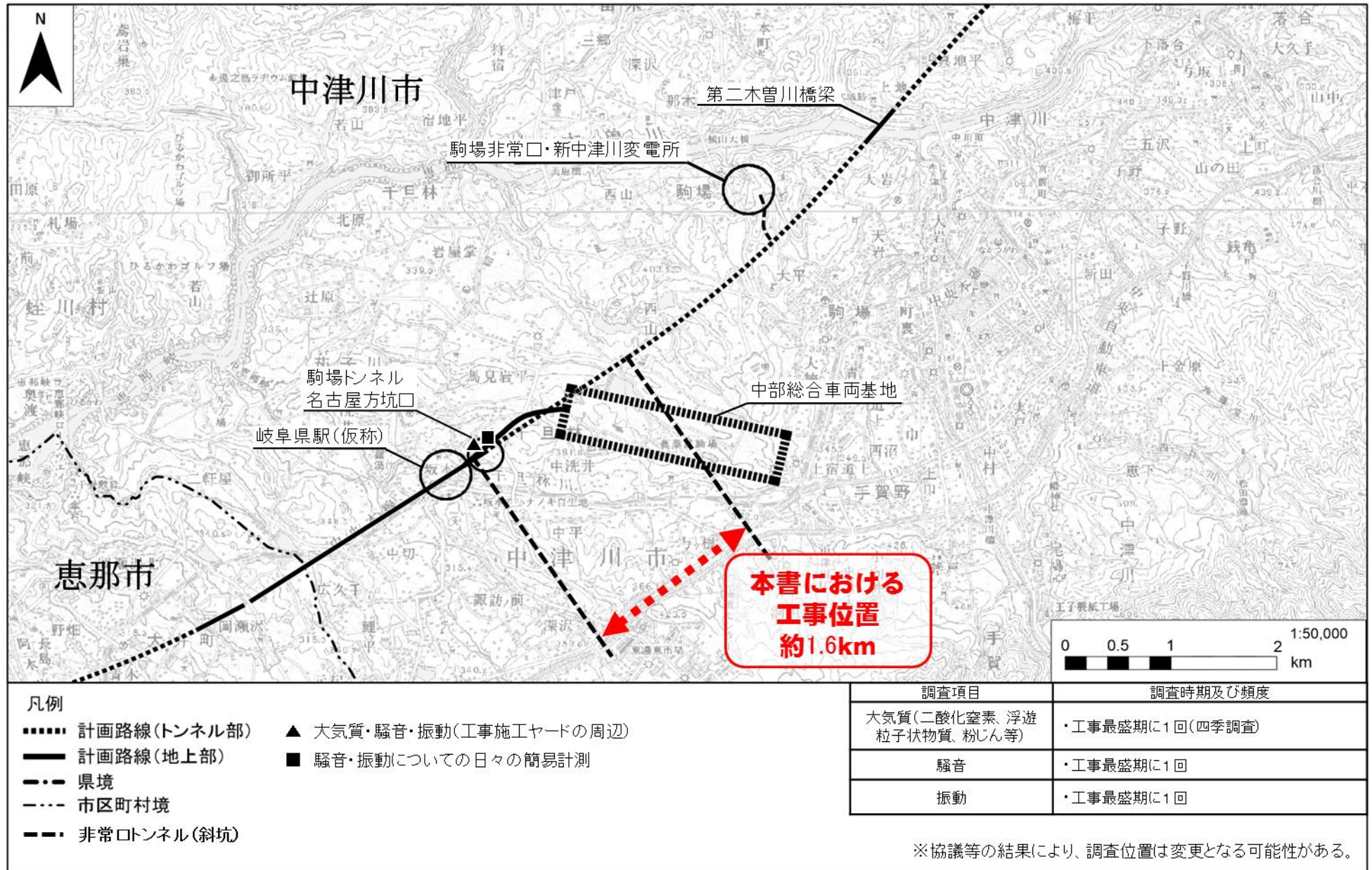


図 4-1-2-1(1) モニタリング調査地点図(大気質・騒音・振動)

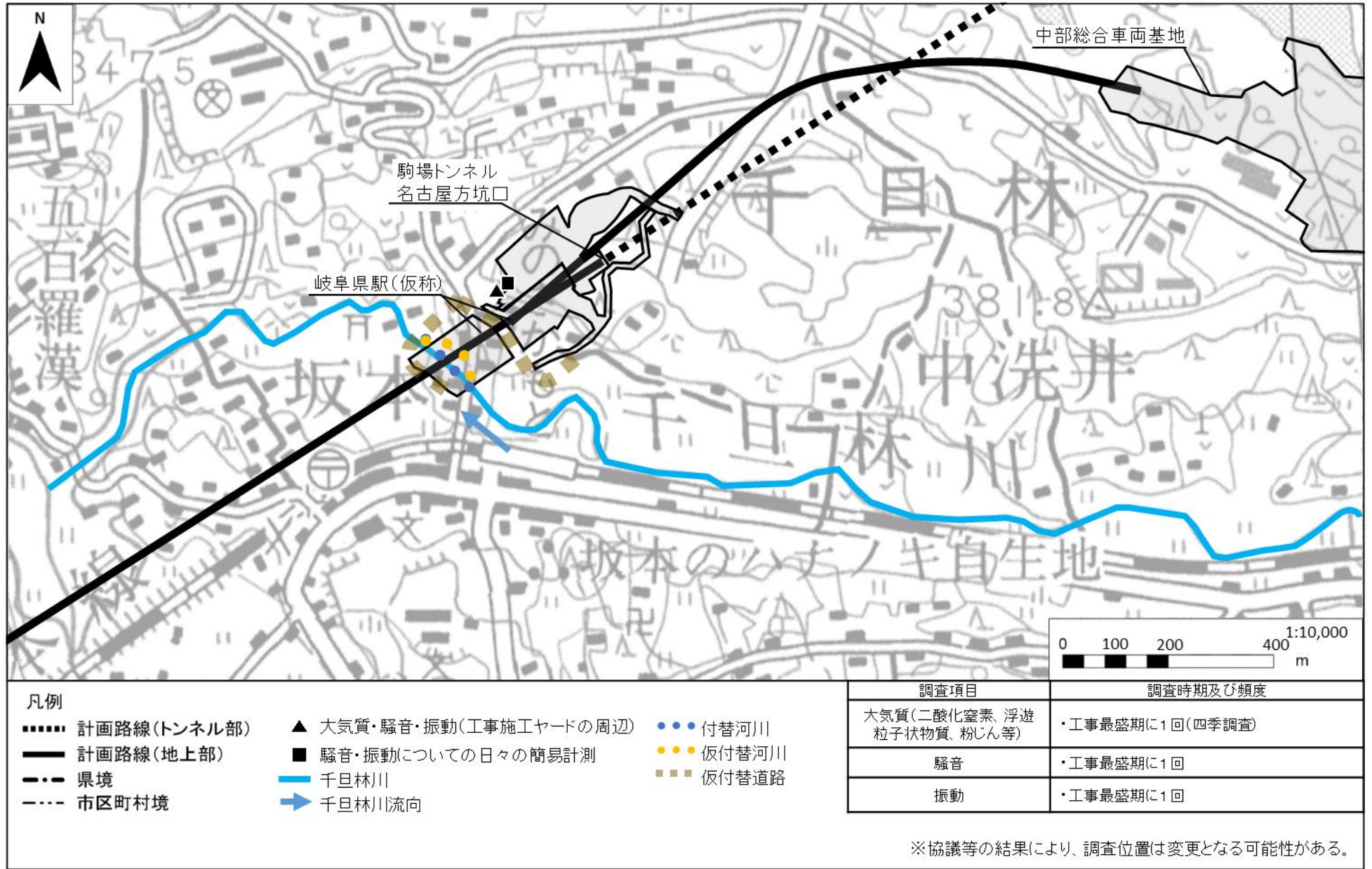


図 4-1-2-1(2) モニタリング調査地点図 (大気質・騒音・振動) (拡大図)

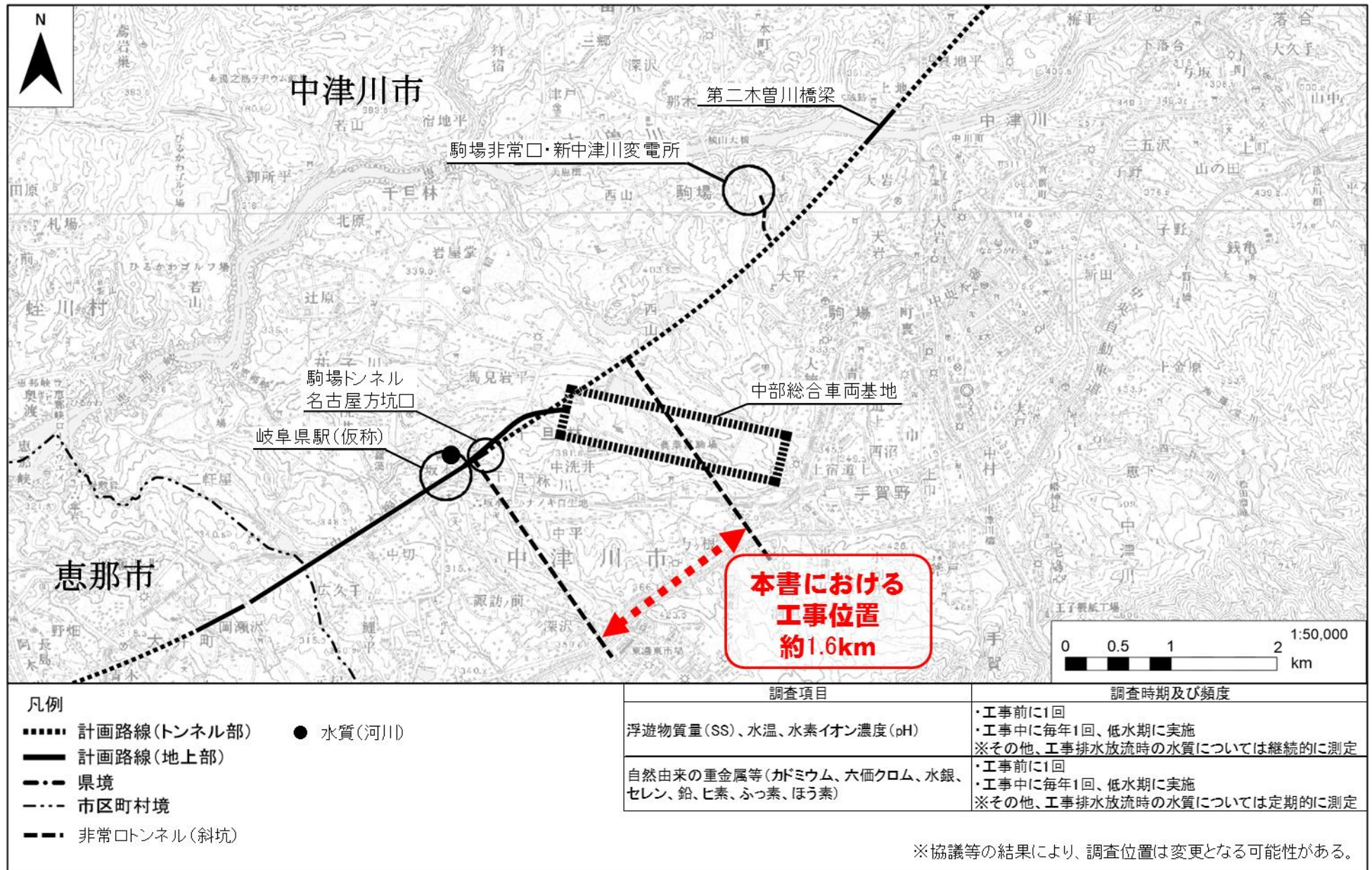


図4-1-2-2(1) モニタリング調査地点図(水質)

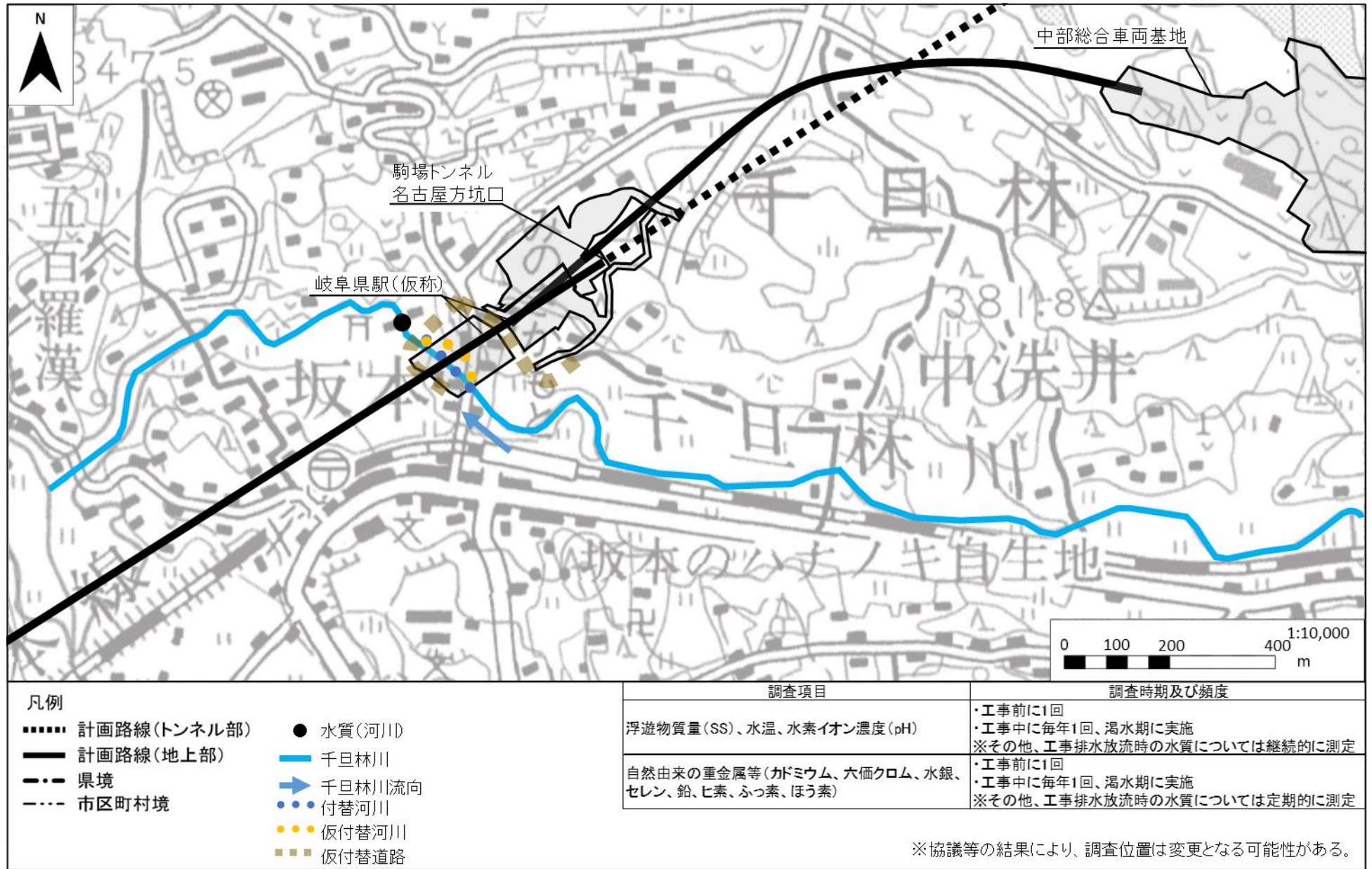


図4-1-2-2(2) モニタリング調査地点図(水質)(拡大図)

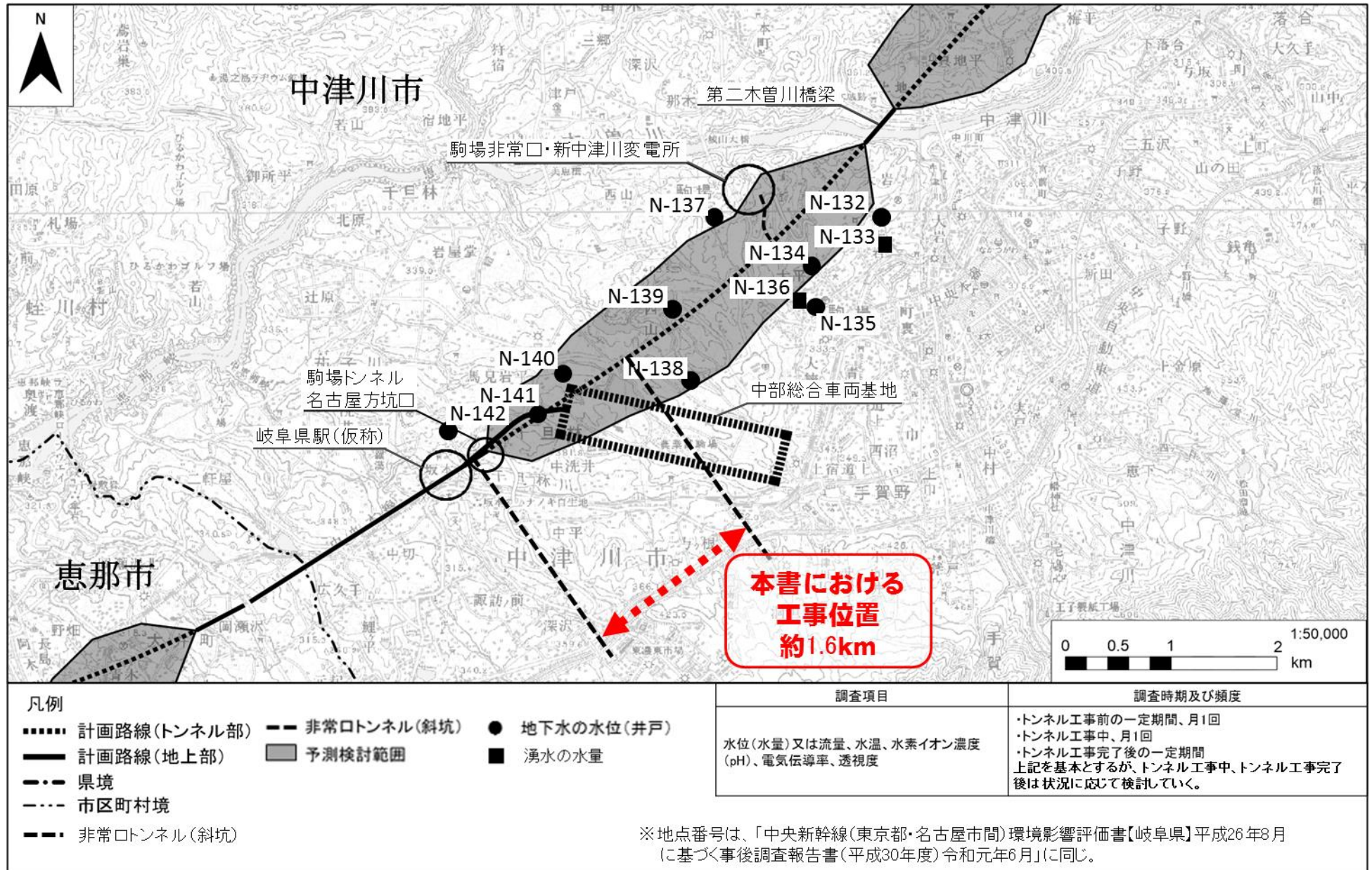


図4-1-2-3(1) モニタリング調査地点図(井戸・湧水)

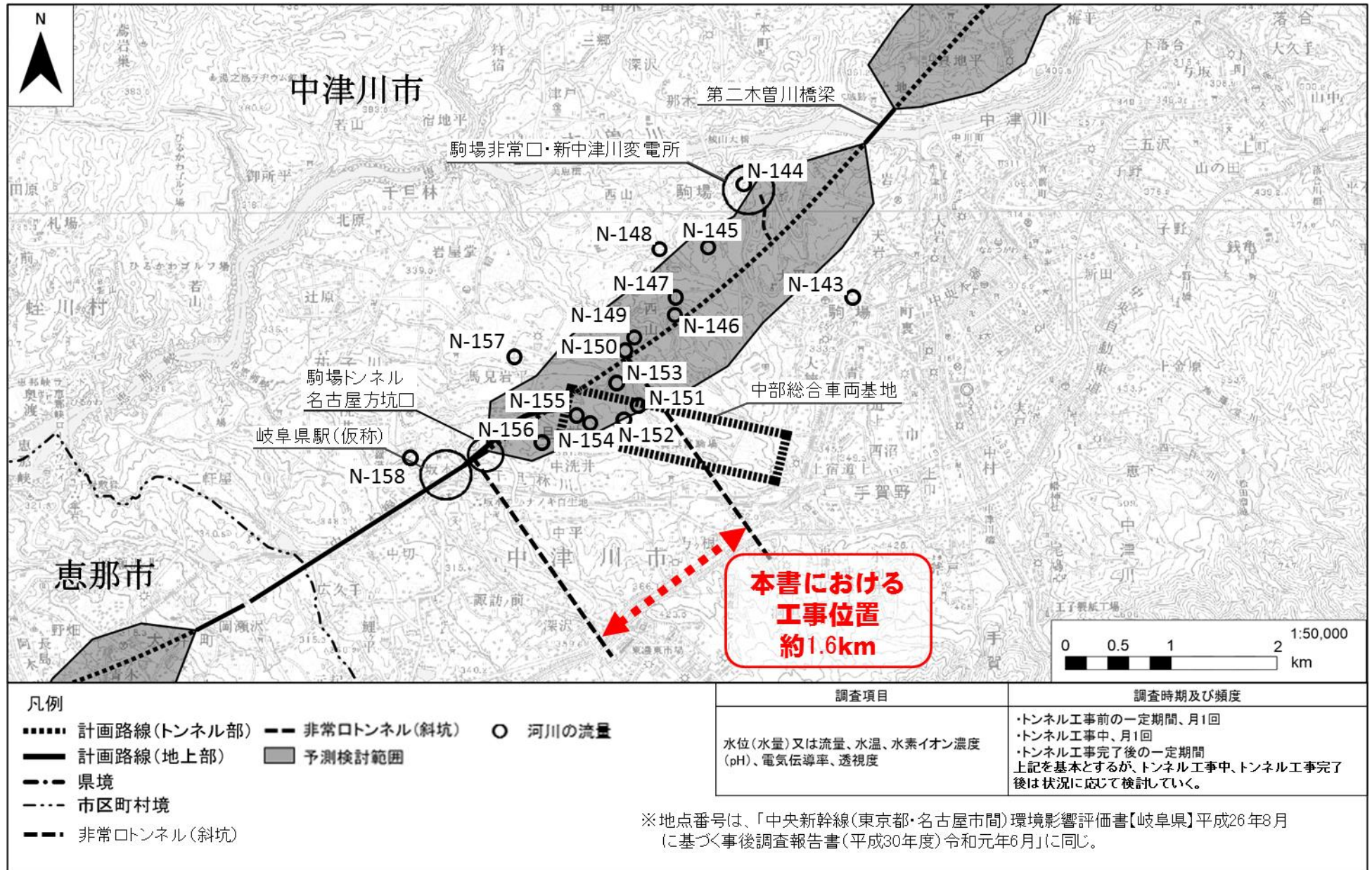


図4-1-2-3(2) モニタリング調査地点図(河川)

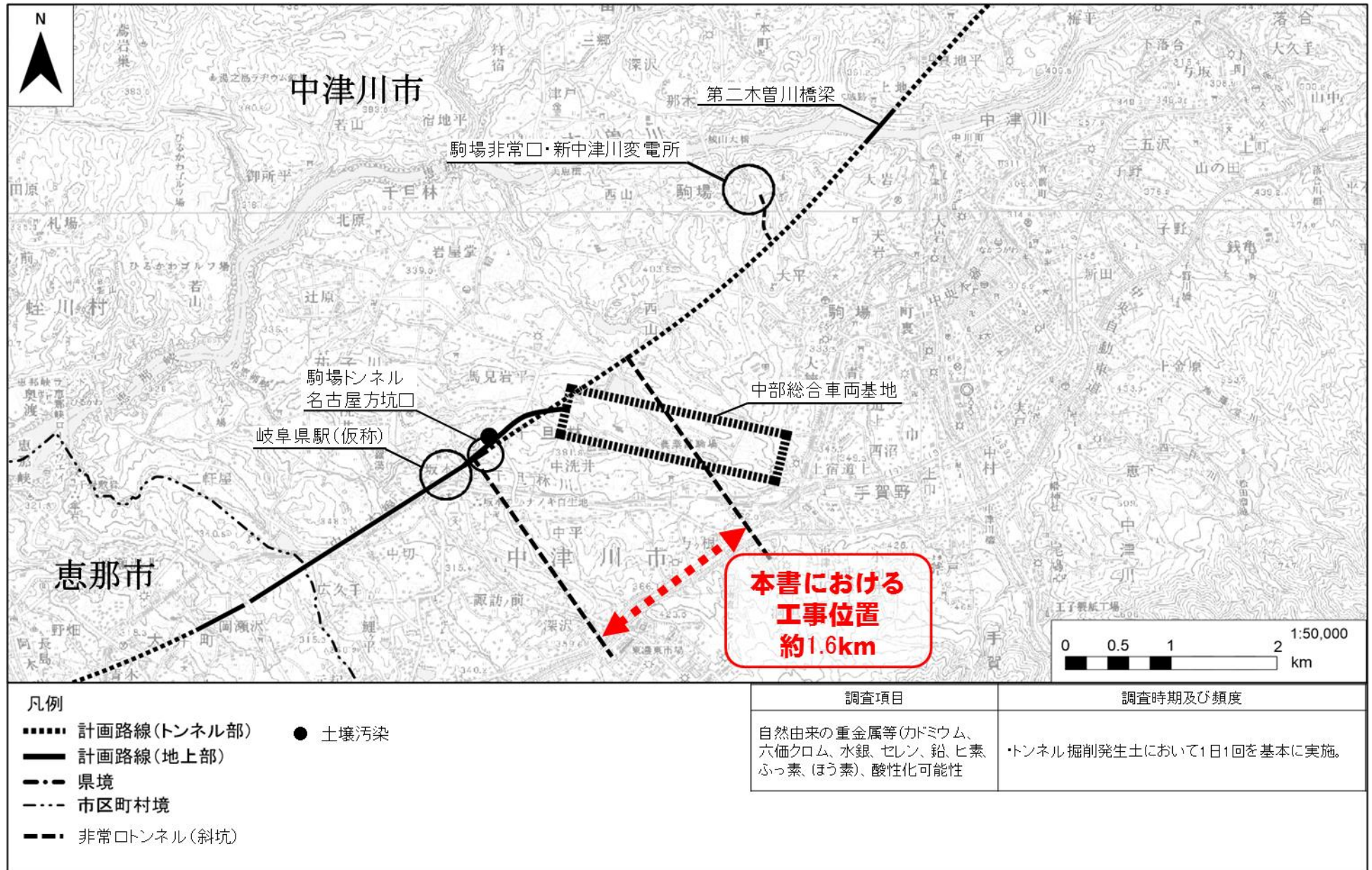


図 4-1-2-4(1) モニタリング調査地点図 (土壌汚染)

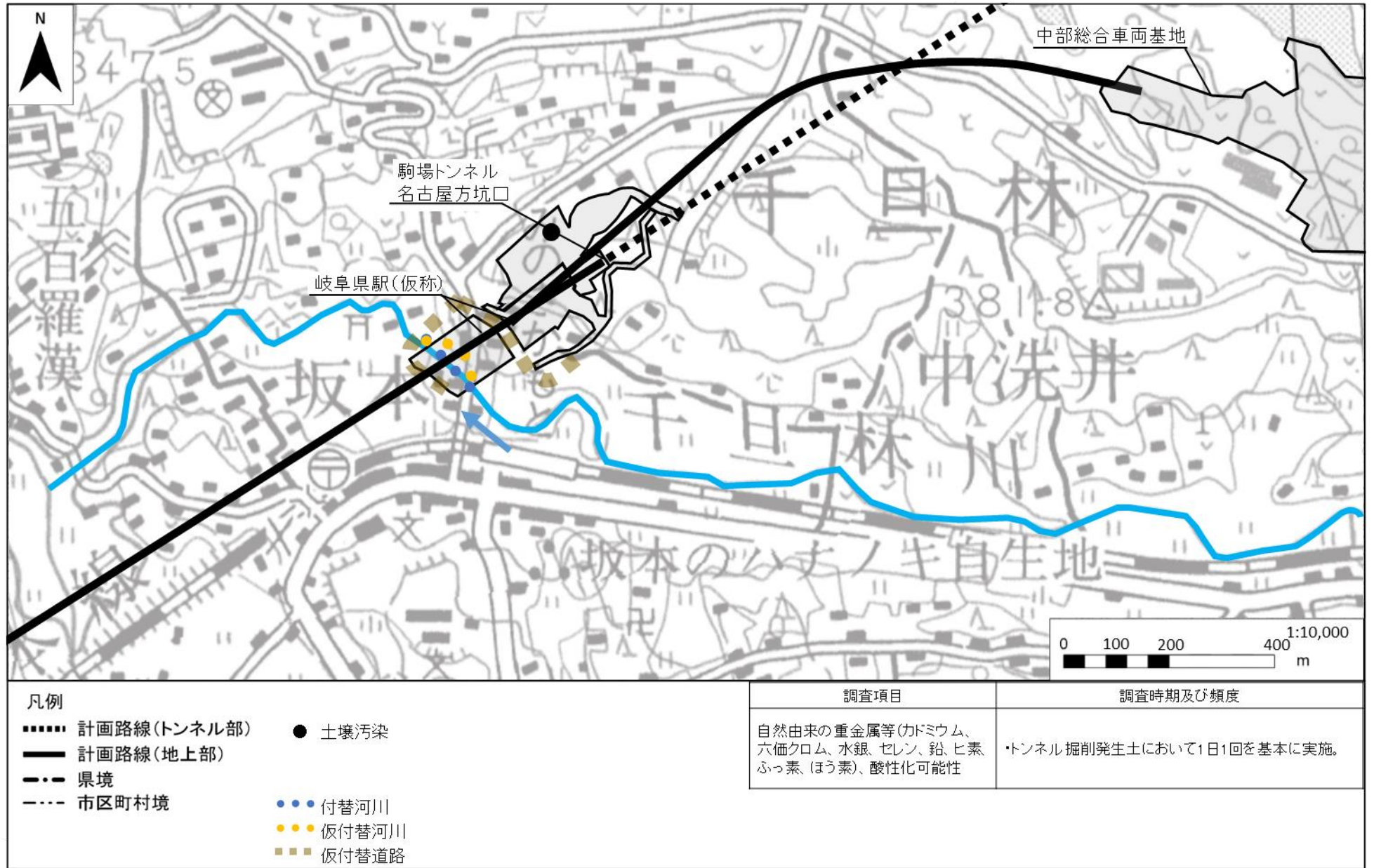


図 4-1-2-4(2) モニタリング調査地点図(土壌汚染)(拡大図)

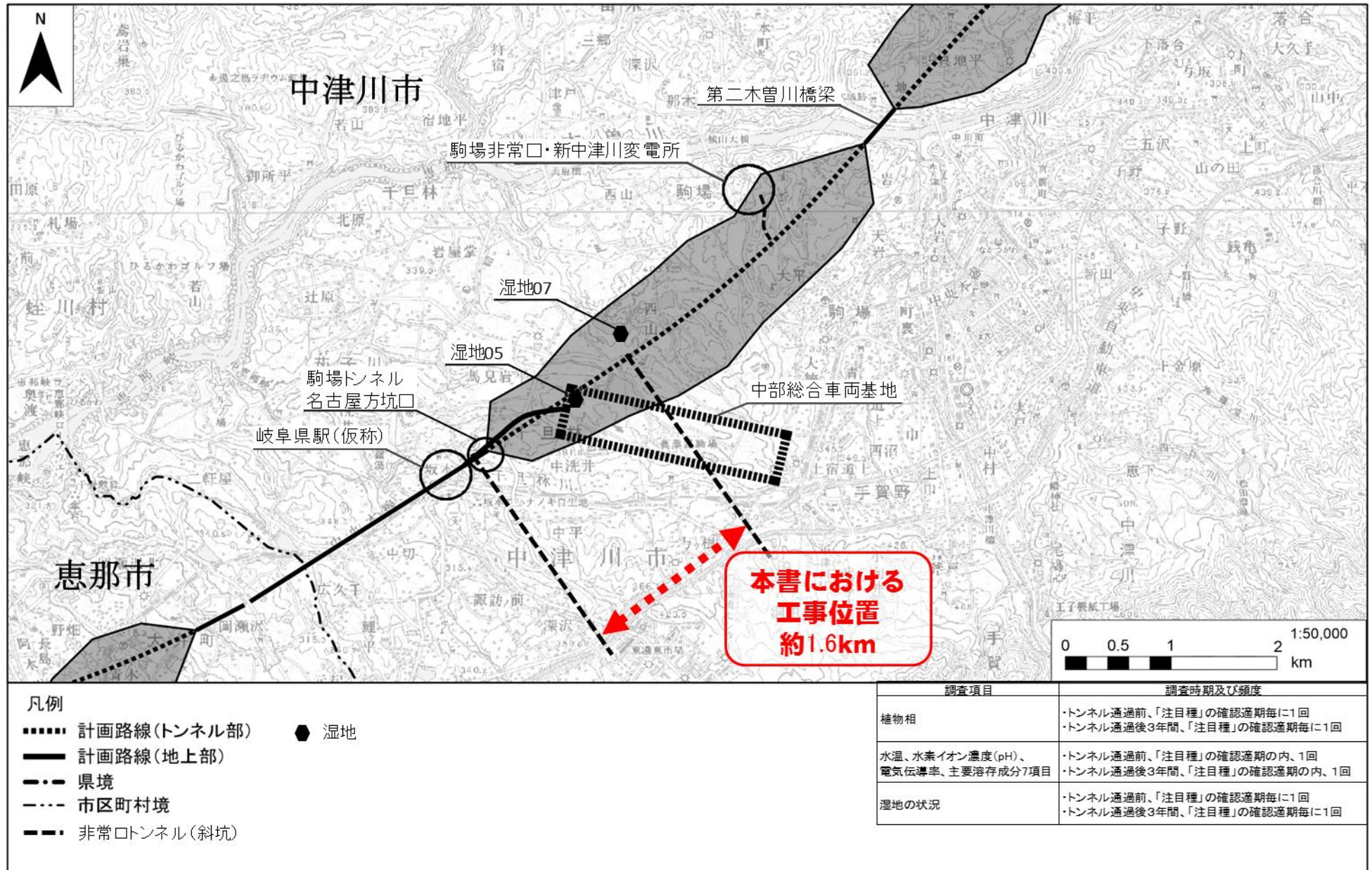


図4-1-2-5 モニタリング調査地点図 (生態系 (湿地))

4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取り扱い

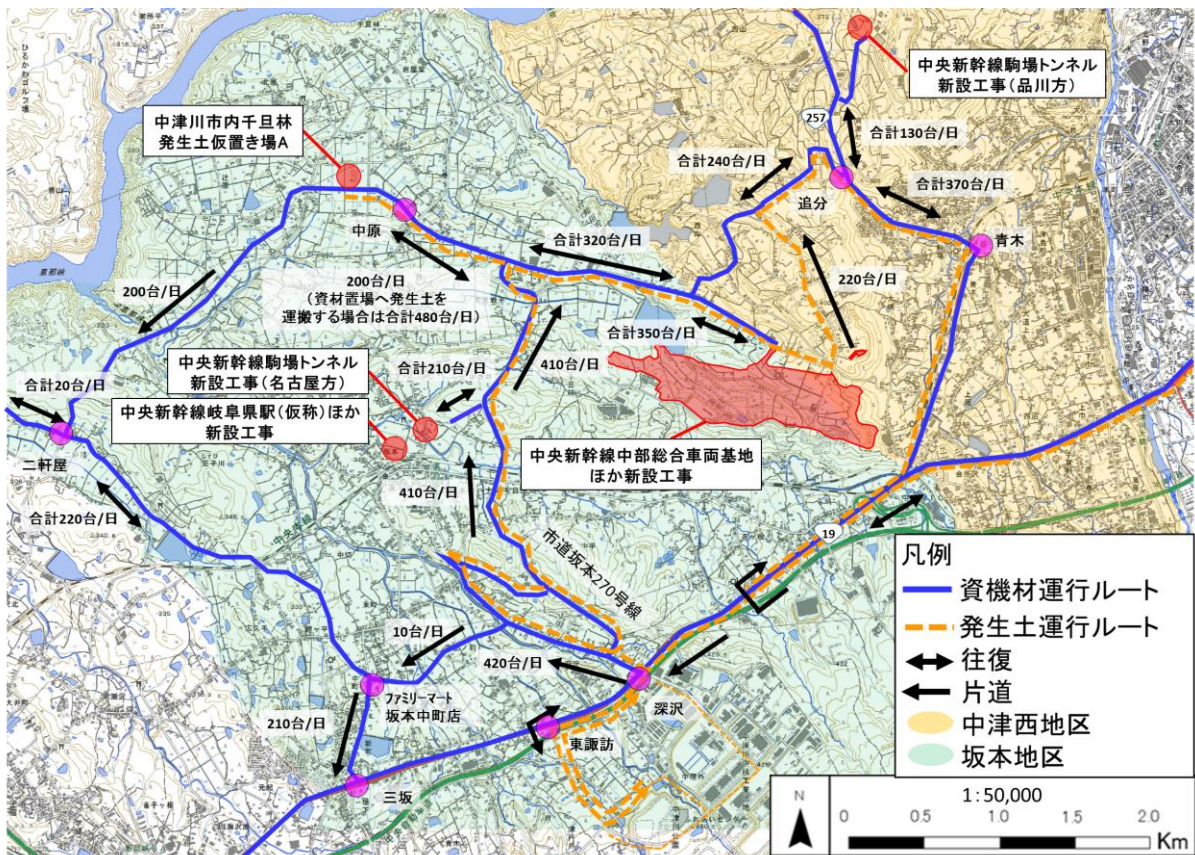
事後調査の結果については、岐阜県環境影響評価条例第 38 条第 1 項に基づき年度毎に事後調査報告書を取りまとめ、岐阜県及び関係市町に提出するとともに、当社のホームページに掲載する。また、モニタリングの結果及び環境保全措置の実施状況についても年度毎に取りまとめ、岐阜県及び関係市町に送付するとともに当社のホームページに掲載する。

なお、必要により、環境保全措置の追加や変更を行う。

(参考1) 中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルート及び区
間毎の想定台数

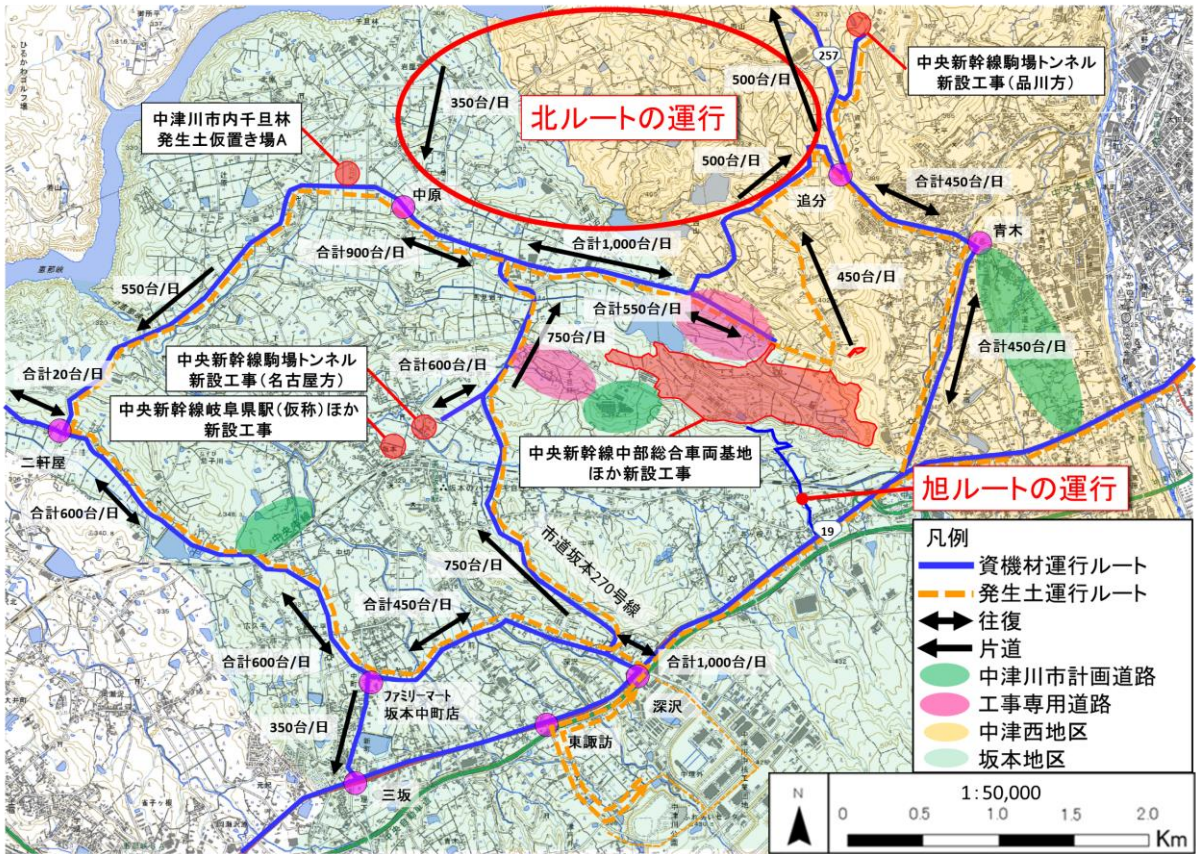
岐阜県中津川市においては、本工事のほか、中央新幹線建設に係る複数の工事が計画されている。令和3年度に計画している中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定台数を図1に示す。また、令和4年度以降に計画している中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定工事用車両台数を図2に示す。

なお、図2に示す想定工事用車両台数は、既存道路のみを活用した場合の台数であり、今後、中津川市計画道路の活用、工事専用道路の新設、苗木地区を含めた運行ルート（北ルート）及び旭交差点を運行するルート（旭ルート）並びに運行ルート上における発生土仮置き場等について検討し、各区間における想定工事用車両台数の低減に努める。そのうえで環境影響評価書に記載した、資材及び機械の運搬に用いる車両の発生交通量を超過する場合は、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を実施する。



- ※令和3年6月時点で工事契約済みで当該地区における中央新幹線建設工事に係る全ての工事用車両を含んでいる。（岐阜県、中津川市等の中央新幹線建設関連工事は除く）
- ※令和3年度における車両台数が最大となる月を代表して示しているものであるため、令和3年度を通して常に上記の台数の工事用車両を運行するものではない。
- ※まとまった量のコンクリートを打設する必要があり、やむを得ず多くのトラックミキサー車を運行する日は、工区間で調整し、発生土やその他工区の資材に関わる工事用車両運行台数を抑える。
- ※運行計画については、工事の状況により変更する場合がある。
- ※工区間で調整し、工事用車両運行台数の平準化に努める。

(参考1) 図1 工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定台数（令和3年度）



- ※令和3年6月時点で工事契約済みで当該地区における中央新幹線建設工事に係る全ての工事用車両を含んでいる。(岐阜県、中津川市等の中央新幹線建設関連工事は除く)
- ※令和4年度以降における車両台数が最大となる月を代表して示しているものであるため、令和4年度以降の各年度を通して常に上記の台数の工事用車両を運行するものではない。
- ※まとまった量のコンクリートを打設する必要があり、やむを得ず多くのトラックミキサー車を運行する日は、工区間で調整し、発生土やその他工区の資機材に関わる工事用車両運行台数を抑える。
- ※運行計画については、工事の状況により変更する場合がある。
- ※工区間で調整し、工事用車両運行台数の平準化に努める。

(参考1) 図2 工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定台数(令和4年度以降)

(参考2) 土壌環境 (地盤沈下) 付属資料

(参考2) 表1 岩種分類表

岩種	形成時代、形態、岩石名	硬さによる分類
A	①中生代、古生代の堆積岩類 (粘板岩、砂岩、礫岩、チャート、石灰岩等) ②深成岩 (花崗岩類) ③半深成岩 (ひん岩、花崗はん岩等) ④火山岩の一部 (緻密な玄武岩、安山岩、流紋岩等) ⑤変成岩 (片岩類、片麻岩、千枚岩、ホルンフェルス等)	↑ 硬 岩 ↓ ↑ 中 硬 岩 ↓ ↑ 軟 岩 ↓ ↑ 土 砂 ↓
	塊状の硬岩 (亀裂面の剥離性が小さい)	
B	①はく離性の著しい変成岩類 (片岩類、千枚岩、片麻岩) ②はく離性の著しいまたは細層理の中生代、古生代の堆積岩類 (粘板岩、頁岩等) ③節理等の発達した火成岩	50N/mm ² ≤ q _u
	硬岩でありながら、亀裂が発達し、著しいはく離性を示す	
C	①中生代の堆積岩類 (頁岩、粘板岩等) ②火山岩類 (流紋岩、安山岩、玄武岩等) ③古第三紀の堆積岩類 (頁岩、泥岩、砂岩等)	15N/mm ² ≤ q _u < 50N/mm ²
D	①新第三紀の堆積岩類 (頁岩、泥岩、砂岩、礫岩)、凝灰岩等 ②古第三紀の堆積岩類の一部 ③風化した火成岩	
E	①新第三紀の堆積岩類 (泥岩、シルト岩、砂岩、礫岩)、凝灰岩等 ②風化や熱水変質および破砕の進行した岩石 (火成岩類や変成岩類および新第三紀以前の堆積岩類)	2N/mm ² ≤ q _u < 15N/mm ²
F	①第四紀更新世の堆積物 (礫、砂、シルト、泥および火山灰等より構成される低固結～未固結な堆積物) ②新第三紀堆積岩の一部 (低固結層、未固結層、土丹、砂等) ③マサ化した花崗岩類	q _u < 2N/mm ²
G	表土、崩積土、崖錐等	

注) 主な岩石名を列記したものであって、分類の困難なものは地質技術者が判断するものとする
q_u : 一軸圧縮強さ

出典 : 山岳トンネル設計施工標準・同解説 (2008年4月、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

(参考2) 表2 計画段階における地山分類基準

地山種類 地山等級	A岩種	B岩種	C岩種	D岩種	E岩種	F、G岩種	
						粘性土	砂質土
V _N	$V_p \geq 5.2$	—	$V_p \geq 5.0$	$V_p \geq 4.2$	—	—	—
IV _N	$5.2 > V_p \geq 4.6$	—	$5.0 > V_p \geq 4.4$	$4.2 > V_p \geq 3.4$	—	—	—
III _N	$4.6 > V_p \geq 3.8$	$V_p \geq 4.4$	$4.4 > V_p \geq 3.6$	$3.4 > V_p \geq 2.6$ かつ $G_n \geq 5$	$2.6 > V_p \geq 1.5$ かつ $G_n \geq 6$	—	—
II _N	$3.8 > V_p \geq 3.2$	$4.4 > V_p \geq 3.8$	$3.6 > V_p \geq 3.0$	$2.6 > V_p \geq 2.0$ かつ $5 > G_n \geq 4$	$2.6 > V_p \geq 1.5$ かつ $6 > G_n \geq 4$	—	—
I _{N-2}	$3.2 > V_p \geq 2.5$	—	$3.0 > V_p \geq 2.5$	$2.6 > V_p \geq 2.0$ かつ $4 > G_n \geq 2$ あるいは $2.0 > V_p \geq 1.5$ かつ $G_n \geq 2$	$2.6 > V_p \geq 1.5$ かつ $4 > G_n \geq 3$	—	—
I _{N-1}	—	$3.8 > V_p \geq 2.9$	—	—	$2.6 > V_p \geq 1.5$ かつ $3 > G_n \geq 2$	$G_n \geq 2$	$D_r \geq 80$ かつ $F_c \geq 10$
I _S	$2.5 > V_p$	$2.9 > V_p$	$2.5 > V_p$	$1.5 > V_p$ あるいは $2 > G_n \geq 1.5$	$1.5 > V_p$ あるいは $2 > G_n \geq 1.5$	$2 > G_n \geq 1.5$	—
I _L				—	$D_r \geq 80$ かつ $10 > F_c$		
特S				$1.5 > G_n$	—		
特L				—	$80 > D_r$		

V_p : 弾性波速度 (km/sec)、 G_n : 地山強度比、 D_r : 相対密度 (%)、 F_c : 細粒分含有率 (%)

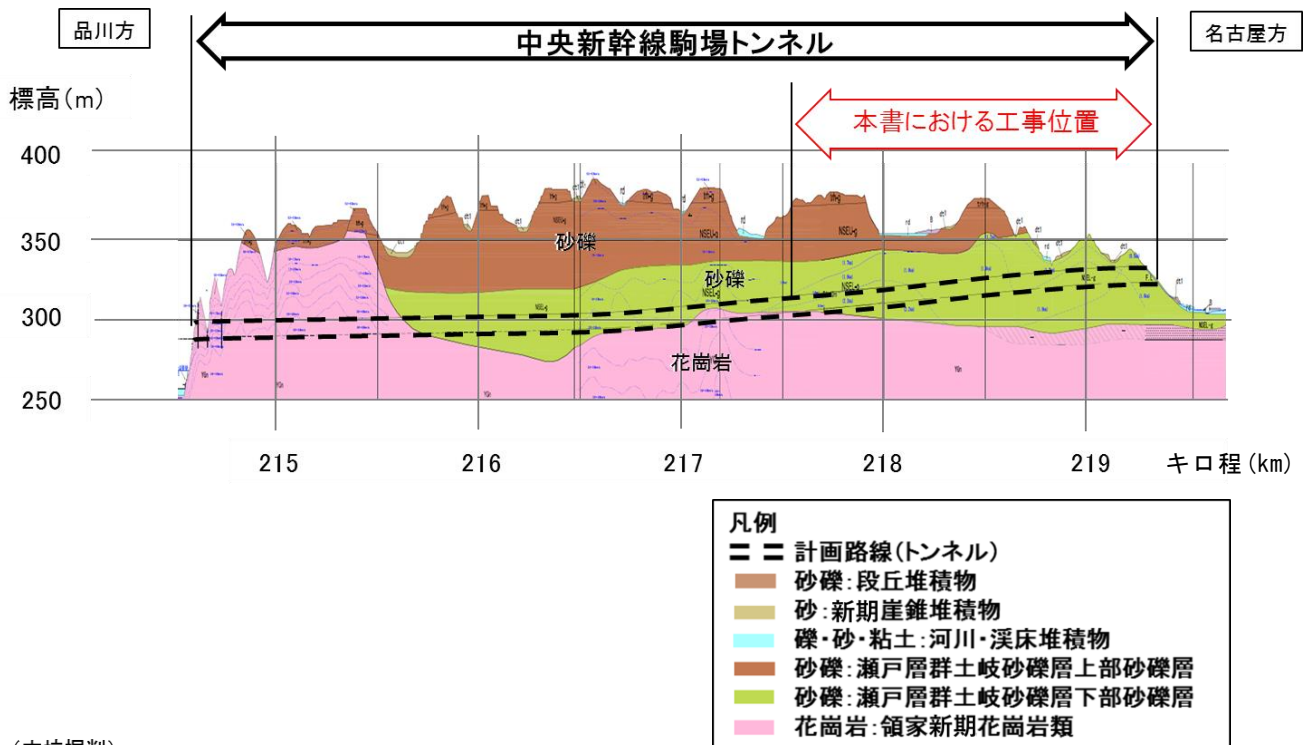
出典 : 山岳トンネル設計施工標準・同解説 (2008年4月、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

(参考2) 表3 標準支保パターンの選定表

地山等級 \ 岩種	岩種					F、G岩種	
	A岩種	B岩種	C岩種	D岩種	E岩種	粘性土	砂質土
V _N	IV _{NP}	—	IV _{NP}	IV _{NP}	—	—	—
IV _N	IV _{NP}	—	IV _{NP}	IV _{NP}	—	—	—
III _N	III _{NP}	III _{NP}	III _{NP}	III _{NP}	III _{NP}	—	—
II _N	II _{NP}	II _{NP}	II _{NP}	II _{NP}	II _{NP}	—	—
I _{N-2}	I _{N-2P}	—	I _{N-2P}	I _{N-2P}	I _{N-2P}	—	—
I _{N-1}	—	I _{N-1P}	—	—	I _{N-1P}	I _{N-1P}	I _{N-1P}
I _S	I _{SP}	I _{SP}	I _{SP}	I _{SP}	I _{SP}	I _{SP}	—
I _L	I _{LP}	I _{LP}	I _{LP}	I _{LP}	I _{LP}	—	I _{LP}
特S	*	*	*	*	*	*	—
特L						—	*

注) *は特殊設計範囲を示す。

出典：山岳トンネル設計施工標準・同解説（2008年4月、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）



(本坑掘削)

キ 口 程	215km	216km	217km	218km	219km
地 層 名	領家新期花崗岩類		瀬戸層群土岐砂礫層		
岩 種	A		F		
支保パターン決定のための地山等級	III _N		特L		

I_S II_N IV_N III_N II_N

(参考2) 図1 地質縦断面図

(参考2) 表4 補助工法の分類表

工 法	目 的							対 象 地 山			適 用 区 分	
	施工の安全確保			周辺環境の保全				硬 岩	軟 岩	未 固 結		
	切羽安定対策			地下 水 対 策	地 表 面 沈 下 対 策	近 接 構 造 物 対 策						
	天端の 安 定	鏡面の 安 定	脚部の 安 定									
天 端 の 補 強	フォアボーリング	○						○	○	○	*1	
	長尺フォアパイリング	○					○	○		○	*3	
	水平ジェットグラウト	○	○	○			○	○		○	*3	
	スリットコンクリート	○					○	○		○	*3	
	パイプルーフ	○					○	○		○	*3	
補 強 の 鏡 面	鏡吹付けコンクリート		○					○	○	○	*1	
	鏡ボルト		○				○		○	○	*1	
脚 部 の 補 強	ウイングリブ付き鋼製支保工			○			○			○	*1	
	脚部吹付けコンクリート			○			○			○	*1	
	仮インバート			○			○			○	*1	
	脚部補強ボルト			○			○			○	*1	
	脚部補強パイル			○			○			○	*2	
	脚部補強サイドソイル			○			○			○	*2	
	脚部補強注入			○			○			○	*3	
地 下 水 位 対 策	排 水	水抜きボーリング	○	○	○	○				○	○	*1
		ウェルポイント	○	○	○	○					○	*3
		ディープウェル	○	○	○	○					○	*3
		水抜き坑	○	○	○	○				○	○	*3
	止 水	止水注入工法	○	○	○	○	○			○	○	*3
		凍結工法				○	○				○	*3
		圧気工法				○	○				○	*3
	遮水壁工法				○	○				○	*3	
地 山 補 強	垂直縫地工法	○		○			○			○	*3	
	注入工法、攪拌工法	○		○			○	○		○	*3	
	遮断壁工法							○		○	*3	

注) ○ 比較的良好に採用される工法

*1 通常のトンネル施工機械設備、材料で対処が可能な対策

*2 適用する工法によって通常のトンネル施工機械設備、材料で対処が可能な工法と困難な工法がある対策

*3 通常のトンネル施工機械設備、材料で対処が困難で、専用の設備等を要する対策

出典：トンネル標準示方書 [共通編]・同解説 / [山岳工法編]・同解説 (2016年、土木学会)

本書に掲載した地図は、注記があるものを除き、国土地理院長発行の数値地図50000（地図画像）、数値地図25000（地図画像）を加工して作成したものである。

本書は、再生紙を使用している。